

# しあわせの基礎づくり

# I しあわせの基礎づくり 目次

写 真	1	8 税 務	42
1 町の概観	14	(1) 町民税	43
2 合併の経過	14	(2) 固定資産税	49
3 人口と産業構造の推移	15	(3) 固定資産の評価替	50
(1) 人口と世帯数	15	(4) 軽自動車税	53
(2) 就業構造	16	(5) 固定資産等所在市町村 交付金及び納付金	55
(3) 農 業	16	(6) たばこ消費税・電気ガス税	55
(4) 林 業	17	(7) 木材引取税	55
(5) 商 業	18	(8) 国民健康保険税	55
(6) 工 業	19	(9) 納税組合	57
(7) 雇 用	19	9 新しい町づくり計画	61
4 議 会	20	(1) 新町建設計画	61
(1) 選挙区と議員定数	20	(2) 企画審議会	61
(2) 議員名簿	21	(3) 久万町振興計画	62
(3) 歴代議長・副議長	23	(4) 広域市町村圏計画	64
(4) 主な議決事項	23	(5) 過疎振興対策事業	65
(5) 監査委員	25	(6) 山村振興特別対策事業	66
(6) 議会の開催状況	25	(7) 地域振興事業	67
5 選 挙	26	(8) コミュニティ施設整備事業	67
(1) 有権者の推移	26	(9) 都市計画	72
(2) 町選挙の概要	26	(10) 国土利用計画	73
(3) その他の選挙概要	27	(11) 広域観光開発研究調査	74
6 行政機構の変遷	29	(12) 特産品開発研究調査	75
(1) 合併時の機構	29	(13) 分譲宅地開発	76
(2) 現行の機構	29	(14) 町政懇談会	76
7 地方財政	30	(15) 暮らしのアンケート	77
(1) 合併当時の地方財政の背景	30	(16) 全日本学生キャンプ	79
(2) 高度経済成長と地方財政	30	(17) 全町公園化計画と町木 町花の選定	79
(3) 地方債をめぐる諸問題	32	10 特別功労者	80
(4) 昭和40年代以降の地方財政	33		
(5) 久万町の地方財政	34		

# 歴代町長・助役・収入役・教育長



町長 日野 泰  
昭和34年 4月30日  
昭和50年 4月29日



助役 横田 重市  
昭和34年 6月20日  
昭和46年 5月31日



助役 収入役 尾形 舊四郎  
昭和34年 6月20日  
昭和38年 6月24日  
昭和38年 6月25日  
昭和44年 12月31日



助役 河野 修  
昭和46年 6月 9日  
昭和50年 2月28日



収入役 故和田 清隆  
昭和34年 6月20日  
昭和37年 10月27日



収入役 大野美奈夫  
昭和46年 6月 9日  
昭和50年 6月 8日



教育長 故小倉総一郎  
昭和34年 6月 1日  
昭和41年 1月30日

# 歴代議長



初代  
篠崎 隆美  
昭和34年 5月14日  
昭和35年 4月19日



2代  
小椋 節三郎  
昭和35年 4月19日  
昭和36年 4月2日



3代  
中田 千鶴  
昭和36年 4月2日  
昭和37年 4月5日



4代  
故大野 信之  
昭和37年 4月5日  
昭和38年 4月29日



5.6.8代  
河野 修  
昭和38年 5月8日  
昭和41年 4月8日  
昭和42年 5月11日  
昭和44年 4月23日



7代  
大野 直長  
昭和41年 4月8日  
昭和42年 4月29日



9代  
石丸 亨  
昭和44年 4月23日  
昭和46年 4月29日



10代  
加藤 学  
昭和46年 5月10日  
昭和48年 4月17日



11代  
西岡 忠義  
昭和48年 4月17日  
昭和50年 4月29日



12代  
正岡 豊  
昭和50年 5月12日  
昭和52年 4月27日



# 総務常任委員会

(昭和53年 8月現在)



委員長 中田 重雄



副委員長 大野 隆則



尾花 豊



高岡 保典



正岡 豊



篠浦 弘明



井部 誠

厚生文教常任委員会

(昭和53年 8月現在)



委員長 二宮 岸雄



副委員長 山岡 勇



西岡 忠義



西森 匠



大野 卓



山之内正昭



菅 留八

# 産業建設常任委員会

(昭和53年 8月現在)



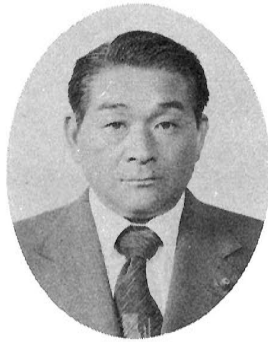
委員長 上岡 義幸



副委員長 中野 優



菅 利三郎



沼田 健男



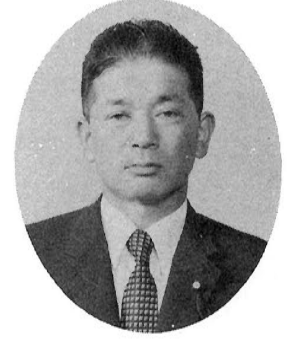
岡田 元一



真木忠三郎



佐伯 正俊



上沖 健市

# しあわせな明日への基礎づくり——参加と連帯を求めて



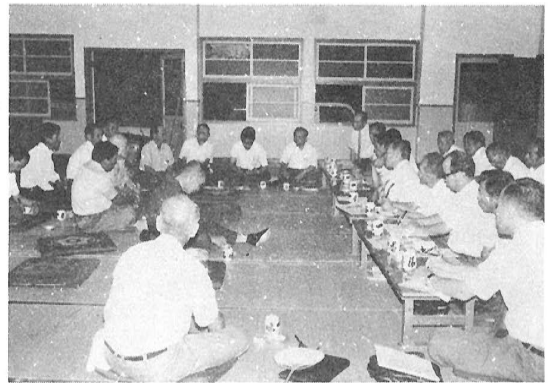
ようこそ、久万町へ（久万町の玄関口、三坂峠附近）



町づくりへの熱気にあふれる町政懇談会



良材と休養の町、久万町役場庁舎



私もひと言、町づくりへの提言を



やさしく、にこやかに、そして早く、正しく（町民課窓口）



ことしも100%達成を……。 (納税組合長会)

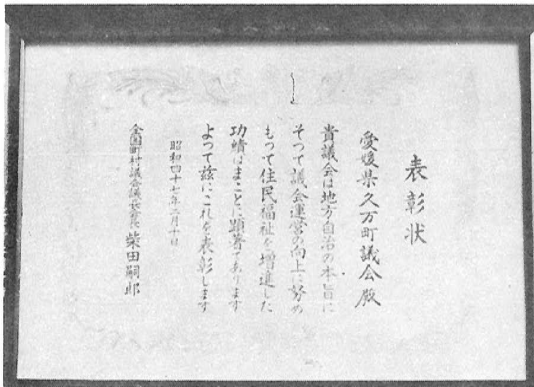
# 久万町議会



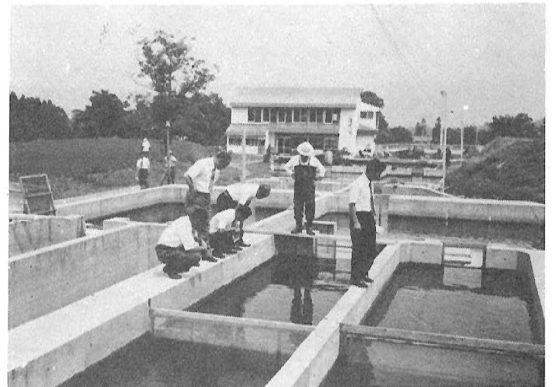
議会本会議



質問に答える河野町長



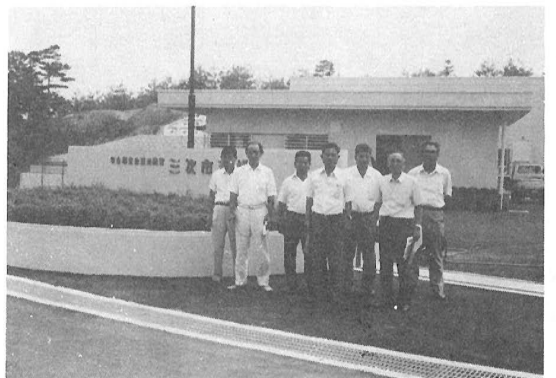
優良議会として表彰を受ける (47.2.10)



長野県木島平、自然休養村事業視察  
(総務常任委員会, 52年)



岡山県久世町小経木加工場視察  
(産業建設常任委員会, 53年)



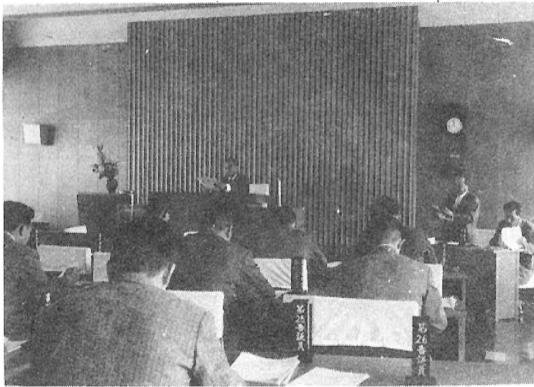
広島県三次市、火葬施設視察 (厚生文教  
常任委員会, 53年)



新町発足，町づくりへの体制整う  
(合併当初の議員さん)



議案に対する質疑



議案が提出される (事務局朗読)



委員会審査結果報告



慎重に議案審議



ここが聞きたい——一般質問



## 住みよい町は、明るい選挙から



明るく正しい選挙推進協議会



この一票に願いをこめて

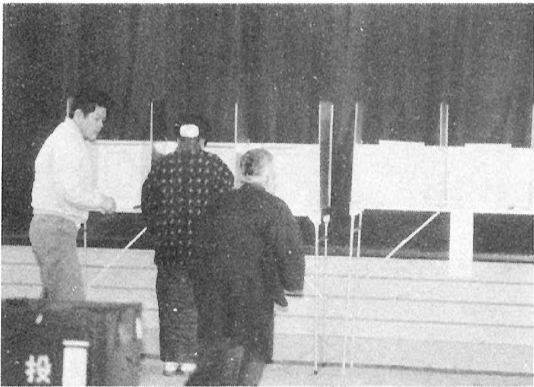


仕事の前に先ず投票

## 特別功労者表彰



町長から表彰状を受ける功労者夫妻



わたしの選んだ意中の人は……



表彰式における町長あいさつ

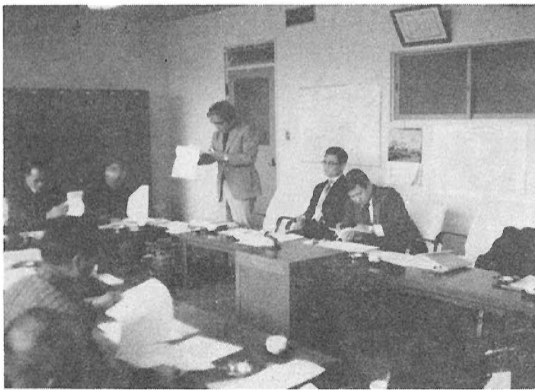
## 都市計画——安全，便利，快適な町づくりを



久万都市計画基本調査報告会  
(昭和53年 8月)



陸上自衛隊大型機械による久万公園  
造成現場 (昭和52年11月)



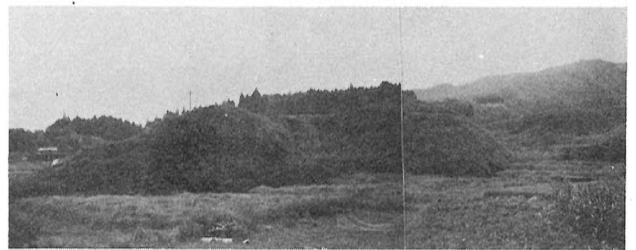
久万都市計画基本調査中間報告  
(昭和53年 3月)



久万公園造成現場の爆破作業  
(昭和52年10月)



「エイッ、ヤッ」工事の安全を祈念して  
(久万公園起工式，52年 9月)



造成前の久万公園用地 (菅生，52年 9月)



## 快適なコミュニティづくりを



上野尻集会所（昭和42年度）



中野村集会所（昭和51年度）



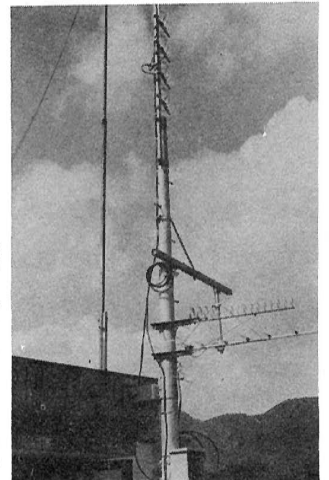
永久集会所（昭和45年度）



テレビジョン共同受信施設（柳井）



段集会所（昭和46年度）



菅生ミニサテ中継所（昭和五三年度）

## 観光開発と特産品づくりをめざして



小雨の中を皿ヶ峰へ (広域観光開発調査、  
51年5月)



木 工 製 品



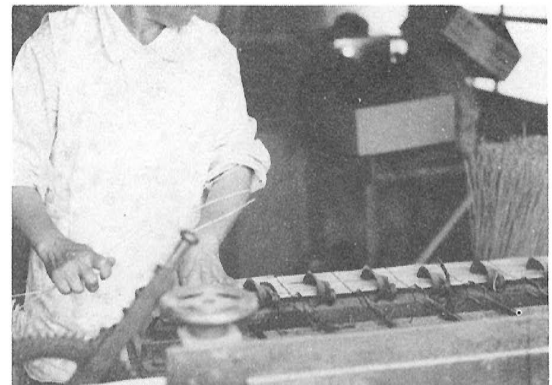
大宝寺参道を登る調査団 (51年5月)



伊予竹の刈取り作業 (露峰, イヨス山)



素朴さがうけてます (特産品調査, 下畑野川)



遠い平安の昔に思いを馳せながら、いよす  
だれの製作 (久万町創作館)

## 全町公園計画—— ふるさを緑と花でいっぱい



全町公園記念植樹祭 (古岩屋)



中学生も緑化推進に一役 (ふるさと村)



三坂峠付近へ桜を植樹する桜樹会員



古きをたずねて (四国霊場へんろ路調査)



花づくりに励む婦人会 (入野,  
国道ロータリー)



ふるさとのたたずまいが残る  
下畑野川河合付近

# しあわせの基礎づくり

## 1. 町の概観

久万町は、愛媛県の中南部、上浮穴郡の北西に位置し、東経132度55分、北緯33度41分に当たり、四国山脈に抱かれた標高400～800mの高原である。また、東は上浮穴郡の面河村、南は美川村に、西は小田町や伊予郡広田村に、北は松山市や温泉郡の川内町、重信町に隣接している。

その形状は、ほぼ長方形で三連の山脈が町内を南北に走り、久万、畑野川、直瀬、父二峰の四盆地を形成している。この盆地を流れる四つの川は、ともに仁淀川の上流をなしており、この河川に沿って水田が開け、その外側に畑が続き、ゆるやかに山麓に接している。

気温は概して低く、夏は冷涼であり、冬は寒冷である。平均気温は13.1℃、最高34℃、最低-10℃、年間降雨量2200mm、積雪期間は1月上旬～2月下旬で、最近5ヶ年の平均で23cm程度の積雪量がある。昭和38年に豪雪があったが、最近は非常に少ない。

藩政時代、旧久万町、川瀬村は松山藩久松氏の所領に、また、旧父二峰村は大洲藩加藤公の所領になっていた。久万山6千石と称せられ、久万町は上浮穴郡の物資集散の地として、また、四国霊場44番札所菅生山大宝寺の門前町として、さらに、松山から高知に至る土佐街道の宿場町として栄えたところである。

## 2. 合併の経過

昭和22年4月、地方自治法が公布されて、全国の市町村は、民主的な地方自治の新しい方向を求めて動き出した。

しかし、戦後の社会、経済、教育、文化等の発展、特に交通機関の発達にともなって、住民の日常生活圏は急速に広がり、行政内容も多様化、複雑化してきた。そのために従来の町村の行政規模や能力では、ますます増加する行政需要に対応しきれなくなった。

そこで、規模の適正な自治体として、行財政能力を高めることによって自治基盤を確立し、産業、経済の発展と住民福祉の増進をはかることを目的として、昭和28年9月に「町村合併促進法」が成立した。それ以来、全国的に町村合併が進められてきた。

久万町、川瀬村、父二峰村は、昭和29年4月に3か町村の合併促進協議会を結成し、約5ヶ年の歳月をかけて慎重な審議を重ねた。その結果、昭和33年12月5日に各町村議会で合併を議決した。34年3月31日、3か町村と美川村の一部（大字七鳥のうち槇谷）を合わせて、ここに新しい久万町が発足した。

### 3. 人口と産業構造の推移

#### (1) 人口と世帯数

戦後、わが国の社会的、経済的特徴の大きなものの一つは、人口の都市への集中であり、農村からの流出である。いわゆる過密、過疎現象の発生である。

愛媛県は、全国的にみても、この人口移動による過疎化の激しいところであるが、中でも上浮穴郡の人口減少率は極めて高い。

久万町の人口が最高であったのは、昭和30年の15140人であった。その後、社会経済の急速な発展にともない、都市工業地域への流出が続き、毎年減少して、現在では30年の60%程度の人口になっている。

昭和30年から昭和50年までの5か年毎の減少率は、35/30で約6%、40/35で約12%、45/40で約17%、50/45で約10%となっており、昭和40年から45年にかけての減少が最も激しく、総数で2086人、年平均417人ずつ減少した割合になる。この傾向は、その後鈍化してはいるが、なお減少は続いている。

世帯数は、昭和53年3月31日現在、3010世帯となっている。昭和35年が最も多く、3357世帯であった。したがって、現在は約10%減少していることになる。しかし、人口減少の割合に比べると、世帯数の減少率は低い。これは、若年齢層の町外流出が多く、家族全員による流出はその割合に少ないということのあらわれであろう。つまり、若年齢層の単身流出は多いが、家庭をもった人たちの移動は少ないということである。

また、このような過疎化の進行の中で、人口の老齢化がめだつようになってきた。65歳以上の老齢人口の占める割合は、昭和30年には約6%であったが、昭和50年には、2倍強の約14%にもなっている。これは、全国平均約8%、愛媛県平均の約10%をはるかに上回るものであり、久万町の今後の大きな行政課題の一つであるといえよう。

なお、社会動態の減少だけでなく、最近では自然動態も減少の傾向にある。近年やや明るい材料として、高等学校卒業者の地域内就業者数が、わずかではあるが増加していることを上げることができる。今後、後継者対策を含めて、これらの若い人たちが、生きがいをもって地域に定着できるような安定した産業基盤の整備を図らねばならない。さらに、安全、便利、快適な生活環境の整備も急がなければならない。

国勢調査による人口と世帯数の推移は、次表のとおりである。但し、昭和51年から53年は、住民基本台帳による調査である。

区分	年次	昭和30年	35年	40年	45年	50年	51年	52年	53年
世帯数		3,160	3,357	3,356	3,071	3,075	3,018	3,022	3,010
人口 (人)	男	7,491	6,953	6,115	5,005	4,456	4,690	4,656	4,626
	女	7,649	7,338	6,453	5,477	4,908	5,034	4,988	4,928
	計	15,140	14,291	12,568	10,482	9,364	9,724	9,644	9,554
内65歳以上の人口		899	1,007	1,071	1,202	1,342	1,409	1,417	1,434

I しあわせの基礎づくり

(2) 就 業 構 造

久万町の産業別就業者構成は、別表のとおりである。総人口の減少につれて、就業者も年々減少してきているが、その過程の中で、久万町の産業構造の変化が徐々に進んでいることがわかる。その最も大きな特徴は、農業を中心とした第1次産業の大幅な減少である。

昭和30年、35年頃は第1次産業の60%強、第2次産業10%弱、第3次産業30%弱であったものが、昭和50年には、第1次産業が46%に減少している。また、第2次産業においては、各業種間の増減はあるが、現在16%を占め、その割合が高まっている。第3次産業もそのシェアは高まって38%に達し、総数において農業就業者数に匹敵する人数となってきている。

区 分		年 次			
		35 年	40 年	45 年	50 年
第1次産業	農 業	3,718	3,205	2,973	2,165
	林 業・狩猟業	510	260	116	201
	漁 業・水産業	3	1	2	3
	小 計	4,231	3,466	3,136	2,369
第2次産業	鉱 業	23	42	22	13
	建 設 業	381	544	297	349
	製 造 業	339	320	393	451
	小 計	743	906	712	813
第3次産業	卸売業・小売業	707	696	643	661
	金 融・保険業	}	}	48	44
	不 動 産 業			4	2
	運 輸・通信業	239	255	271	227
	電 気・ガス・水道	24	19	17	14
	サ ー ビ ス 業	808	757	793	804
	公 務	171	183	196	189
小 計	2,013	1,969	1,972	1,947	
	分類不能の産業	0	0	7	5
就 業 者 総 数		6,987	6,341	5,827	5,128

(資料・国勢調査)

(3) 農 業

農業は、その就業人口が減少してはいるが、町全体の中では依然として主要な産業であるこ



とには変わりはなく、従来から生産基盤を重点に整備してきた。

昭和50年現在、農家数 1,581戸、農家人口 5,611人、耕地面積 937haで、農業粗生産額は、16億円余となっている。昭和35年当時に比べて、農家数は23%程度、農家人口は、47.2%の大幅な減少となっている。

昭和50年の総農家数 1,581戸のうち、専業農家 180戸、第1種兼業農家 440戸、第2種兼業農家 961戸であり、35年当時に比べて、専業及び第1種兼業は半減しているが、第2種兼業は3割ほど増加している。

また、経営規模別に農家数の増減をみると、0.3～1.5haの規模の農家は減少し、1.5ha以上と0.3未満の規模の農家は増加している。経営規模に両極分解の現象が見られる。

なお、経営耕地面積の1戸当たり平均は0.6haで、ほとんど変化がない。

### 農家人口の推移

(単位人)

性別・ 年齢別 年次	男						女						合 計
	14歳 未満	15歳	16～ 29歳	30～ 59歳	60歳 以上	小計	14歳 未満	15歳	16～ 29歳	30～ 59歳	60歳 以上	小計	
昭和35年	1,939	121	992	1,585	591	5,228	1,894	109	1,029	1,768	596	5,396	10,624
昭和40年	1,412	127	2,697			4,236	1,349	121	2,945			4,415	8,651
昭和45年	913	91	482	1,329	618	3,433	814	107	580	1,526	636	3,663	7,096
昭和50年	538	80	354	1,128	596	2,696	502	45	414	1,304	650	2,915	5,611

### 経営規模別農家数の推移

規模 年次	例外 規定	0.3 ha 未満	0.3 } 0.5	0.5 } 1.0	1.0 } 1.5	1.5 } 2.0	2.0 以上	総数
昭和40年	1	396	417	830	235	29	9	1,917
昭和45年	4	362	383	706	251	45	12	1,763
昭和50年	6	415	390	515	183	53	19	1,581

### 専・兼業別農家数

区分 年次	専業	第1種 兼業	第2種 兼業	総農 家数
昭和40年	293	897	727	1,917
昭和45年	194	762	807	1,763
昭和50年	180	440	961	1,581

(資料・農林業センサス)

## (4) 林 業

久万町の産業の中で、林業の位置づけは非常に高く、地域経済に果たす役割りは極めて大き

## I しあわせの基礎づくり

い。久万町の総面積16,510haのうち、85%の14,069haが山林である。山林の所有割合をみると、国有林7%、公有林7%、私有林86%となっている。公有林のうちの97%までが町有林である。また、私有林の96%が個人所有となっている。

林家数は、昭和50年の時点で1484戸である。保有山林を規模別にみると、1ha以上の林家数は、昭和35年に930戸であったが、昭和50年には961戸に増加し、10ha以上の林家数では、昭和35年の147戸が昭和50年には204戸に増加している。1戸当たりの平均保有山林面積は、約8haであるが、総林家数の約75%の林家が、0.1~5.0ha未満の保有者である。

### 保有山林規模別林家数の推移

年次	規模	0.1ha	1.0	5.0	10.0	20.0	30.0	50.0	100.0	500.0	合計
		1.0	5.0	10.0	20.0	30.0	50.0	100.0	500.0		
昭和35年		642	623	160	101	28	9	7	2	—	1,572
現在		523	582	175	121	40	29	9	5		1,484

(資料・農林業センサス)

## (2) 商 業

経済の高度成長による激しい人口減少、国道の改修、モータリゼーションの発達などにより、久万町の商業をとりまく諸環境は極めてきびしさを増してきている。現在は、商店数253、従業員数673人、販売額約43億円という規模である。10年前に比べて、商店数はわずかに減少しているが、従業員数はかなり増加している。

年次	総 数		卸 売 業		小 売 業		飲 食 店		販売額 (万円)
	店舗数	従業員数	店舗数	従業員数	店舗数	従業員数	店舗数	従業員数	
昭和41年度	262	592 <sup>人</sup>	30	82 <sup>人</sup>	197	424 <sup>人</sup>	35	86 <sup>人</sup>	110,781
昭和43年度	258	600	16	57	204	435	38	108	126,157
昭和45年度	255	588	11	40	206	444	38	104	163,203
昭和47年度	241	565	12	48	191	397	38	120	171,210
昭和49年度	237	567	11	44	190	419	36	104	216,411
昭和51年度	253	673	14	54	201	505	38	114	430,250

(資料・商業統計)



## (6) 工 業

林業の町として、森林資源に恵まれているところから、製材等の木材に依存する工場が多い。現在、工場数49、従業員数495人、製造出荷額は約20億円である。昭和35年頃に比べて、工場数で12、従業員数で207人程度増加しているが、工業集積度は低い。

町内の工場数の推移は、別表のとおりである。このうち、木材関係の工場が9工場あり、従業員は合わせて102人であるから、1工場当たり平均11人ということになる。したがって、工場の規模は小さい。そのほか、繊維、衣料関係の工場もあり、久万町が過疎対策の一環として誘致したものが2工場ある。

その一つは、縫製関係の丸井合織株式会社愛媛工場（従業員数35人）で、昭和44年4月に操業を開始している。今一つは、昭和49年に今治市から誘致した株式会社クマテックス（従業員数52人）で、主として、タオル、タオルケットを製造している。これ以外に、地元の縫製関係の工場も5工場ある。

また、町当局では、安定した農村工業として、木材加工をする住宅関連工場の導入の条件づくりを現在検討している。

## 工 場 数 の 推 移

区 分	年 次					
	35年	40年	45年	50年	51年	52年
工 場 数	37	27	28	38	48	49
従 業 員 数(人)	288	236	309	408	483	495
製 造 出 荷 額 (万円)	37,300	48,341	64,100	188,402	206,400	225,877

(資料・工業統計)

## (7) 雇 用

新卒者の就職については、52年度の中学卒167人のうち、進学者は152人で、残り15人が就職しているが、ほとんど県内就職である。高校卒の場合は、約80%が就職している。出稼ぎは、二つのタイプがある。一つは通勤的な出稼ぎともいべきもので、久万町に居住していて、松山、高知、北条方面に土建関係の仕事に出かけていくもので100人前後を数える。もう一つのタイプは、長期的な出稼ぎである。主に、夏は農業を行い、冬は県外に出ていくもので、45年頃は100人程度あったが、現在は35人程度に減少している。このタイプの出稼者は、年令的に55才までの人達が多い。

町内の日雇労働は、主に土建関係で、10業者ほどあり、各業者当り、約25人ほどが雇用されている。

## 4. 議 会

### (1) 選挙区と議員定数

昭和34年3月31日、旧久万町、川瀬村、父二峰村の合併により、新しく久万町が発足した。合併協定書により選挙区（3選挙区）と、議員定数（26名）を定め、新町議会議員の選挙を行って、議会を構成した。その後、人口の過疎化に伴ない、議員定数を減少（22名）する条例の制定、また、現在の4選挙区内における議員定数を改正する条例制定等の経過があった。

◎第1期 昭和34年4月30日 定数26名 第1選挙区 久万地区（横谷を含む） 13名  
第2選挙区 川瀬地区 8名  
第3選挙区 父二峰地区 5名

○昭和37年7月、久万町議会議員の選挙区、及び、各選挙区における議員の定数に関する条例の一部を改正（選挙区、定数）

第1選挙区（大字久万、上野尻、下野尻、菅生） 9名  
第2選挙区（大字東明神、西明神、入野） 4名  
第3選挙区（大字直瀬、上畑野川、下畑野川） 8名  
第4選挙区（大字二名、父野川、露峰） 5名

○昭和37年12月、久万町議会議員の選挙区、及び、各選挙区における議員の定数に関する条例の一部を改正（選挙区）

第1選挙区（入野の内、字アラマの区域）  
第2選挙区（入野の内、字アラマを除く区域）

◎第2期 昭和38年4月30日 定数26名 第1選挙区 9名  
第2選挙区 4名  
第3選挙区 8名  
第4選挙区 5名

○昭和41年12月、人口過疎化に伴ない、久万町議会議員の定数を減少する条例制定、並びに、久万町議会議員の選挙区、及び、各選挙区における議員の定数に関する条例の一部を改正（定数）

◎第3期 昭和42年4月28日 定数22名 第1選挙区 8名  
第2選挙区 4名  
第3選挙区 6名  
第4選挙区 4名

○昭和44年3月、久万町議会議員の選挙区、及び、各選挙区における議員の定数に関する条例の一部を改正（選挙区補正）

○昭和46年3月、久万町議会議員の選挙区、及び、各選挙区における議員の定数に関する条例の一部を改正（附則整理）

◎第4期	昭和46年4月25日	定数22名	第1選挙区	8名
			第2選挙区	4名
			第3選挙区	6名
			第4選挙区	4名

○昭和50年3月、久万町議会議員の選挙区、及び、各選挙区における議員の定数に関する条例の一部を改正（定数）

第1選挙区 定数8名を9名に、第2選挙区 定数4名を3名に改める。

◎第5期	昭和50年4月27日	定数22名	第1選挙区	9名
			第2選挙区	3名
			第3選挙区	6名
			第4選挙区	4名

○昭和53年1月、久万町議会議員の選挙区、及び、各選挙区における議員の定数に関する条例の一部を改正（定数）

第2選挙区 定数3名を4名に、第4選挙区 定数4名を3名に改める。

○次期（昭和54年）の選挙による議会議員の定数は次の通りである。

定数22名	第1選挙区	9名
	第2選挙区	4名
	第3選挙区	6名
	第4選挙区	3名

## (2) 議員名簿

第1期	昭和34. 4. 30～昭和38. 4. 29	第2期	昭和38. 4. 30～昭和42. 4. 29
井口 利太郎	大野 信之	石岡 作衛	小椋 節三郎
石丸 亨	大野 輝光	石丸 亨	恩地 義一
二宮 岸雄	大野 直長	西森 勸	小倉 清澄
片岡 充雄	小椋 節三郎	西岡 忠義	山本 忠富
菅 万夫	小倉 清澄	二宮 岸雄	八木 修一郎
加藤 学	古田 実	金子 佐々雄	正岡 豊
竹井 薫	河野 修	高岡 信栄	正岡 侶則
高岡 晋作	秋本 富栄	中田 重雄	神志邦 芳臣
高岡 信栄	安部 一義	上岡 義幸	河野 修
中田 千鶴	北岡 敬藏	大野 輝光	光田 繁光
長田 続	篠崎 隆美	尾花 進	神野 寅雄
小倉 玄三郎	神野 寅雄	大野 直長	日野 常行

Iしあわせの基礎づくり

日野 続            日野 惣吉            日野 哲            関井 義弘

**第3期** 昭和42. 4. 30~昭和46. 4. 29    **第4期** 昭和46. 4. 30~昭和50. 4. 29

石丸 亨	大野 直長	石丸 亨	中野 優
西森 勸	小椋 節三郎	西森 勸	上岡 義幸
西岡 忠義	恩地 義一	西岡 忠義	尾花 豊
二宮 岸雄	正岡 豊	西森 匠	小倉 清澄 <sup>(S.49.12.24)</sup> <sub>死</sub>
父田 清	正岡 侶則	二宮 岸雄	奥村 進
沼田 健男	河野 修	土居 定雄	岡田 元一
加藤 学	秋本 清繁	加藤 学	大野 卓
上冲 健市	篠浦 弘明	上冲 健市	大野 兼吉
高岡 信栄	日野 哲 <sup>(S.43.11.23)</sup> <sub>死</sub>	神西 伊佐男	正岡 豊
曾我 定之	日野 秀雄	田中 政延 <sup>(S.47.1.20)</sup> <sub>死</sub>	正岡 侶則
浮田 清恵		高岡 保典	篠浦 弘明
上岡 義幸		曾我 定之	

**第5期** 昭和50. 4. 30~現在に至る

井部 誠	上岡 義幸
西岡 忠義	尾花 豊
西森 匠	岡田 元一
二宮 岸雄	大野 卓
沼田 健男	大野 隆則
上冲 健市	山之内 正昭
菅 留八	山岡 勇
菅 利三郎	正岡 豊
高岡 保典	真木 忠三郎
中田 重雄	佐伯 正俊
中野 優	篠浦 弘明

## (3) 歴代議長・副議長

歴代	就任期間	議長	副議長
初代	昭 <sup>34</sup> <sub>35</sub> . 5. 14 4. 19	篠崎隆美	竹井 薫
2代	昭 <sup>35</sup> <sub>36</sub> . 4. 19 4. 2	小椋節三郎	安部 一義
3代	昭 <sup>36</sup> <sub>37</sub> . 4. 2 4. 5	中田千鶴	高岡晋作
4代	昭 <sup>37</sup> <sub>38</sub> . 4. 5 4. 29	大野信之	菅 万夫
5代	昭 <sup>38</sup> <sub>40</sub> . 5. 8 4. 12	河野 修	神野寅雄
6代	昭 <sup>40</sup> <sub>41</sub> . 4. 12 4. 8	河野 修	恩地義一
7代	昭 <sup>41</sup> <sub>42</sub> . 4. 8 4. 29	大野直長	八木修一郎
8代	昭 <sup>42</sup> <sub>44</sub> . 5. 11 4. 23	河野 修	石丸 亨
9代	昭 <sup>44</sup> <sub>46</sub> . 4. 23 4. 29	石丸 亨	二宮岸雄
10代	昭 <sup>46</sup> <sub>48</sub> . 5. 10 4. 17	加藤 学	上岡義幸
11代	昭 <sup>48</sup> <sub>50</sub> . 4. 17 4. 29	西岡忠義	尾花 豊
12代	昭 <sup>50</sup> <sub>52</sub> . 5. 12 4. 27	正岡 豊	西森 匠
13代	昭 <sup>52</sup> <sub>現</sub> . 4. 27 在	上沖健市	岡田元一

## (4) 主な議決事項

昭34. 5. 14	久万町議会会議規則の制定	昭37. 12. 16	県総合庁舎敷地購入
5. 25	久万町助役定数増加条例制定	38. 3. 7	農業共済事業町移譲
6. 15	海外移住者に対する町補助額 決定	5. 25	久万町助役定数増加条例廃止
35. 3. 23	久万町立幼稚園設置条例制定	39. 2. 28	交通安全宣言決議
7. 25	久万町道管理条例制定	4. 1	久万町特別会計条例制定
36. 1. 1	大字七鳥を廃止し大字菅生に 変更	40. 3. 24	沖縄祖国復帰の早期実現に関 する要請決議
3. 28	国有林野売買契約の締結	7. 19	久万小学校舎建築工事請負契 約締結
5. 25	久万町役場庁舎建設	41. 4. 8	三坂町有地賃貸契約締結(伊 予鉄)
9. 16	久万町文化財保護条例制定	6. 20	県久万庁舎建築用地の寄付
37. 3. 2	久万町役場の位置を変更する 条例	42. 4. 1	久万町立隣保館設置条例制定
6. 1	役場新築工事請負契約締結	12. 1	県道舗装工事受益者負担金徴

	収条例制定		設置条例制定
昭43. 7. 22	体力作りの町宣言決議	昭50. 6. 12	久万町災害弔慰金の支給、及び、災害援護資金の貸付に関する条例制定
8. 1	久万町医学生に対する奨学金支給条例制定	12. 19	町民憲章宣言決議
9. 19	久万町し尿処理場建設工事請負契約締結	51. 3. 30	久万町課設置条例一部改正 企画調整室を企画課へ 福祉課町民課を削り町民福祉課へ 環境課を生活課へ 国土調査課を削る
44. 7. 22	林道房代野線開設工事請負契約締結		
7. 25	久万町印鑑登録、及び、証明に関する条例制定	9. 13	久万小屋内体育館改良工事請負契約締結
45. 4. 1	久万町工場設置奨励条例制定	12. 16	久万町創作館新築工事請負契約締結
9. 17	過疎地域振興計画の策定	12. 21	議会の議員の半数改選制等反対に関する決議
46. 6. 10	久万町副収入役の設置、及び定数条例制定	52. 6. 22	久万幼稚園新築工事請負契約締結 北方領土復帰促進に関する決議
9. 28	久万町老人医療費給付条例制定	12. 22	高齢者医療保障に関する抜本改革を要望する決議(外3件)
47. 3. 28	久万町公害対策、自然保護審議会設置条例制定	53. 3. 16	久万町立へき地保育所、久万幼稚園設置条例一部改正
6. 13	久万町廃棄物の処理、及び、清掃に関する条例制定	5. 20	自然休養村センター、ふるさと村管理棟新築工事請負契約締結
9. 22	広域市町村圏整備設置要綱の法制化に関する決議	6. 22	山村地域農林漁業特別対策事業に係る農林業基盤整備用機械購入 ドーザショベル 784万円 パワーショベル 515万円
11. 27	久万町コミュニティセンター建設工事請負契約締結		
48. 3. 22	久万町零歳児医療費助成条例制定		
6. 30	久万町環境保全に関する条例制定		
12. 28	国民宿舎古岩屋荘新築工事請負契約締結		
49. 6. 20	土地売買契約締結(父二峰生産森林組合)		
9. 24	久万町母子家庭医療費助成条例制定		
50. 3. 17	久万町立視聴覚ライブラリー		

(5) 監査委員

知識		経 験		議 会 選 出	
宮 西 石 男	S	34. 5. 14	37. 5. 28	安 部 一 義	34. 5. 14
小 倉 留 次		37. 5. 28	42. 4. 30	高 岡 信 栄	35. 4. 19
伊 達 秀		42. 5. 11	45. 6. 25	父 田 清	42. 5. 11
竹 井 薫		45. 6. 23	52. 6. 23	篠 浦 弘 明	46. 4. 29
竹 井 薫		52. 6. 24	現在に至る	篠 浦 弘 明	46. 5. 10
					50. 4. 29
					50. 5. 12
					現在に至る

(6) 議会の開催状況

請願陳情処理状況

年度	開催回数	延日数	審 議 案 件				合計
			条例	予算 決算	選挙 選任	その 他	
34	6	10	47	19	15	51	132
35	11	12	25	30	11	57	123
36	13	15	20	32	8	60	120
37	16	19	25	41	12	67	145
38	12	17	35	54	12	52	153
39	8	15	25	41	7	48	121
40	8	10	16	42	10	39	107
41	10	13	23	37	8	28	96
42	9	14	15	33	12	46	106
43	7	8	23	30	4	37	94
44	8	9	20	38	7	26	91
45	6	7	22	39	6	30	97
46	9	10	30	34	11	31	106
47	5	6	19	30	6	26	81
48	5	7	34	25	7	42	108
49	5	7	28	31	7	41	107
50	5	6	17	28	12	20	77
51	4	6	25	31	4	23	83
52	7	14	26	26	8	30	90
53 6月末現在	3	6	13	12	1	7	33

年度	受理 件数	議 決 状 況		
		採択	不採 択	その 他
34	34	31	3	0
35	27	25	1	1
36	30	24	4	2
37	33	33	0	0
38	40	30	7	3
39	22	20	2	0
40	29	25	3	1
41	27	21	5	1
42	42	32	8	2
43	19	17	1	1
44	11	9	2	0
45	17	16	0	1
46	15	15	0	0
47	10	9	1	0
48	14	12	0	2
49	12	8	4	0
50	3	2	0	1
51	3	3	0	0
52	5	4	1	0
53 6月末現在	1	0	0	1

## 5. 選 挙

### (1) 有権者の推移

年 度	男	女	計
34	4045	4430	8475
35	3901	4373	8274
36	3732	4337	8069
37	3721	4327	8048
38	3903	4369	8272
39	3723	4193	7916
40	3694	4188	7882
41	3521	4008	7529
42	3625	4147	7772
43	3560	4092	7652
44	3490	3972	7462
45	3453	3941	7394
46	3402	3870	7272
47	3365	3812	7177
48	3337	3820	7157
49	3306	3726	7032
50	3313	3777	7090
51	3358	3749	7107
52	3339	3723	7062

### (2) 町選挙の概要

(そ の 1)

選挙の種類	選挙年月日	立候補者の数	投 票 率		
			男	女	計
町長選挙	昭和34年4月30日	2	95.95 %	95.04 %	95.47 %
〃	昭和38年4月30日	2	96.93	94.76	95.77
〃	昭和42年4月28日	1	無	投	票
〃	昭和46年4月25日	1	無	投	票
〃	昭和50年4月27日	2	96.47	96.90	96.70



## (そ の 2)

選挙の種類	選挙年月日	議員の定数	立候補者の数	投票率 (%)		
				男	女	計
町議会議員選挙	昭和34年4月30日	26	44	95.95	95.08	95.50
〃	昭和38年4月30日	26	33	96.96	94.76	95.78
〃	昭和42年4月28日	22	27	95.55	96.10	95.84
〃	昭和46年4月25日	22	26	96.11	96.30	96.40
〃	昭和50年4月27日	22	28	96.54	96.90	96.73

## (そ の 3)

選挙の種類	選挙年月日	投票率
農業委員会委員選挙	昭和34年5月19日	無投票
〃	昭和37年5月10日	79.07%
〃	昭和40年4月28日	無投票
〃	昭和43年4月23日	無投票
〃	昭和46年5月14日	無投票
〃	昭和49年5月14日	無投票
〃	昭和52年5月17日	無投票

## (3) その他の選挙概要

選挙の種類	選挙年月日	投票率		
		男	女	計
愛媛県知事選挙	昭和34年1月28日	83.39%	75.13%	79.10%
	昭和38年1月26日	82.89	70.15	76.04
	昭和42年1月26日	85.09	81.85	83.37
	昭和46年1月26日	85.38	82.13	84.53
	昭和50年1月26日	83.82	80.86	82.26
愛媛県議会議員選挙	昭和34年4月23日	92.25	86.94	89.48
	昭和38年4月17日	91.06	85.74	88.20
	昭和42年4月15日	87.74	85.48	86.54
	昭和46年4月11日	無	投	票
	昭和50年4月13日	90.77	89.32	90.00

Iしあわせの基礎づくり

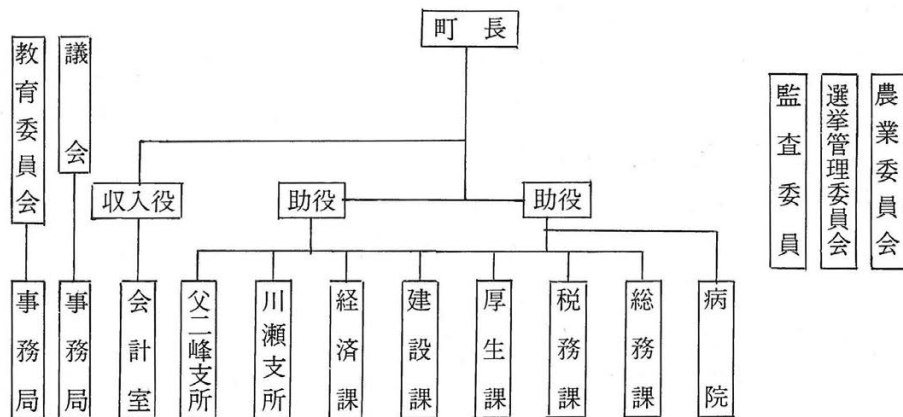
選挙の種類	選挙年月日	投票率		
		男	女	計
衆議院議員選挙	昭和35年11月20日	80.04%	69.62%	74.53%
	昭和38年11月21日	83.34	73.53	78.09
	昭和42年1月29日	82.10	76.48	79.11
	昭和44年12月27日	87.29	86.23	86.73
	昭和47年12月10日	86.08	82.97	84.42
	昭和51年12月5日	85.89	83.61	84.68
参議院議員通常選挙	昭和34年6月2日	69.95	53.95	61.59
	昭和37年7月1日	83.97	74.95	79.14
	昭和40年7月4日	89.05	85.18	86.90
	昭和43年7月7日	81.21	73.75	77.20
	昭和46年6月27日	73.36	70.28	71.47
	昭和49年7月7日	84.49	82.65	83.51
	昭和52年7月10日	77.48	75.14	76.24

選挙管理委員会委員名簿

氏名	住所	就任年月日	退任年月日	氏名	住所	就任年月日	退任年月日
露口 隆市	東明神	34. 5. 26	41. 5. 15	小崎 寅行	下畑野川	34. 5. 26	37. 5. 27
鈴木 政美	東明神	41. 5. 16	45. 6. 22	黒川 要	下畑野川	37. 5. 28	49. 6. 28
小倉 貫	西明神	49. 6. 28	49. 6. 28	菅 良太郎	直 瀬	49. 6. 29	53. 6. 25
大野 周一	入 野	49. 6. 29	現 在	岡田 元一	二 名	37. 5. 28	41. 5. 15
坪谷新次郎	久万町	45. 6. 23	49. 6. 28	杉岡 満延	二 名	34. 5. 26	37. 5. 27
梶川 直栄	上野尻	34. 5. 26	41. 5. 15	株井喜代光	露 峰	49. 6. 29	現 在
森永 政美	上野尻	41. 5. 16 49. 6. 29	45. 6. 22 現 在	田中 武雄	露 峰	41. 5. 16	49. 6. 28
渡部 伝	上畑野川	53. 6. 26	現 在				

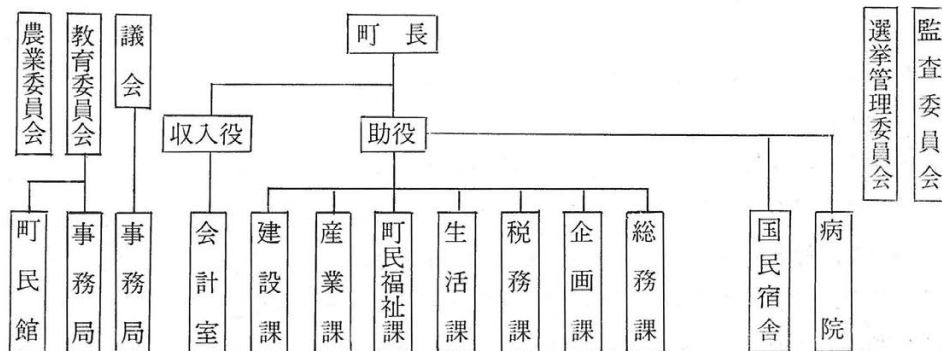
## 6. 行政機構の変遷

### (1) 合併時の機構



- 昭和34年10月1日施行 「経済課」「建設課」を削り、「経済建設課」とする。
- ◇ 36年4月25日 ◇ 「経済建設課」を「経済課」「建設課」とし「町民課」を新設。
  - ◇ 37年5月1日 ◇ 「厚生課」を「福祉衛生課」に改め「水道町有林課」を新設。
  - ◇ 38年8月1日 ◇ 「水道町有林課」を廃す。川瀬、父二峰支所を廃し本庁に統合。
  - ◇ 40年2月13日 ◇ 「町民課、及び、福祉衛生課」を削り「町民福祉課」とし、「経済課」を「産業課」に改める。
  - ◇ 42年5月18日 ◇ 「町民福祉課」を削り「町民課」、「福祉課」とし、「企画調整室」を新設。
  - ◇ 45年6月24日 ◇ 「国土調査課」を新設。
  - ◇ 47年4月1日 ◇ 「環境課」を新設。
  - ◇ 51年4月1日 ◇ 「企画調整室」を「企画課」、「町民課」を「町民福祉課」、「環境課」を「生活課」にそれぞれ改め、「国土調査課」を廃す。

### (2) 現行の機構



## 7. 地方財政

### (1) 合併当時の地方財政の背景 (概観)

昭和20年代後半の昭和27年度において、赤字団体に転落した自治体は、全国市町村の27%に達し、翌々年の29年になると39%の自治体が赤字団体となった。この年の累積赤字は実に649億を越えるという驚くべき数字であった。この地方財政の赤字を救うという大義名分のもとに行われたのが地方行財政の再編成であった。

シャープ勧告によって創設された地方財政平衡交付金が廃止され、それに代って29年に地方交付税制度が新設されたが、この施策も、地方行財政再編成のための一連の措置であったのである。この地方交付税の新設によって、地方財政の調整は国の財源のワク内で行われることになり、地方の自主性は大幅に奪われることになった。

さらに、地方財政の強化という名目で、都道府県民税の創設や入場税の移譲が行われたが、これは主として都道府県の財政に寄与するもので、都道府県を通じて市町村を支配するという、地方支配体制の確立を企図したものと受けとられた。

このような地方交付税制度の創設から始まった国の支配体制、言葉をかえていえば、中央集権的な施策の強化は、「地方財政再建特別措置法」でクライマックスに達した観があった。

この法律は、赤字財政の自治体を再建団体に指定し、累積赤字を再建債の発行で棚上げするというもので、赤字自治体にとっては、一見救いの神のように見える法律である。しかし、再建団体に対する国の締めつけは厳しく、いわば「禁治産者」扱いをし、地方自治などは全く抹殺されてしまったような観さえある。

このような状況の中で、経済は高度成長期に入り、地方財政の収入もふえ始めた。しかし、インフレによる支出増は常に収入増を上まわり、地方財政の窮乏は依然として続きながら昭和40年代へと移行していったのである。

### (2) 高度経済成長と地方財政

地方財政は、地方交付税の繰り入れ率の引き上げ、地方財政再建債の発行による赤字棚上げ、地方独立税源の拡充などで一応危機を乗り切ることができた。そのうえ、昭和30年後半から経済界の好況が訪れ、地方の税収も増加し、地方財政の立ちなおりに明るい見通しがたつたかに見えた。ことに31年、32年、33年と、年々経過するにつれて景気は上昇の一途をたどり、税収も大幅に伸びて、ついには「地方財政好転論」まで聞かれるにいった。

しかし、内実は決して「地方財政好転」などと言えるものではなかった。

まず、経済の高度成長が進むにつれて、行政需要が飛躍的に増大したことを挙げなければならない。そのうちでも、道路、港湾、河川、下水道など、各種公共施設事業の増大が目立ちはじめた。ついで、社会福祉施設や、農林漁業などの産業振興対策も推進しなければならなくなった。そのほか、経済の高度成長による住民の生活レベルの向上の問題、さらに、都市と農村の人口の異動に伴う過密、過疎の問題、さらには、生活水準の格差の問題など急速に是正しな

ければならない課題が目白押しに山積された。

このため、地方自治体も、これらの情勢に対応する措置をとらざるを得なくなり、地方行政の受け持つ分野は、目を見張るばかりに広がっていった。この事業分野の拡大は、いうまでもなく地方財政面における支出の増加を招き、好況による税収の増加ぐらいではとてもまかない切れるものではなかった。

そのうえ、さらに地方財政を圧迫する大きな要素が出現した。それは好況下における減税である。

高度成長下において行われた税制改正では、減税が大きな柱となっていたことは周知の通りである。しかし、国税の減税は、地方財政に大きな影響を及ぼし、軽視できない問題を提起した。それは、地方財政の中心的財源である地方交付税（注1）は、国税三税にリンクすることになっているからである。また、住民税も所得税にリンクすることになっているので、国税の減税は、即ち地方税収入の減少につながる結果になるわけである。

しかし、自治体としても、減税に反対するわけにはいかない。そこで、「市町村財政に歳入減をもたらすような減税を行う場合は、その補てんを明確にし、市町村の財政運営に支障を生じないよう措置すべきである。」、ということを主張した。根本的には、「市町村税制の確立、及び、財政需要の7割以上を自主財源でまかなえるようにすること」などをスローガンとして政府に迫ったのである。

その結果、34年度の税制改正では、国税で486億円の減税、地方税で221億円の減税が実施されたが、これに対する地方への補てん策として、地方交付税の繰り入れ率の1%引き上げをはじめ、地方財政への影響を最少限に押えるための各種の措置が講じられた。

その後、35年、36年には大きな地方税の改正はなかったが、37年以降10年までの4か年間は、毎年税制の改正があり、減税につぐ減税が行われた。そして、その度に、地方自治体は補てん財源の要求をくり返してきたわけである。

30年代後半になると、高度成長は一段とエスカレートし、国も地方も地域開発熱にうかされ、その後につづくヒズミのことなど考えるいとまもないほどであった。

具体的に法制を拾ってみても、36年の低開発地域促進法、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例法、37年の辺地に係る公共施設の総合整備のための財政特例法、新産業都市建設促進法、39年の工業整備特別地域整備促進法、45年に過疎地域対策緊急措置法などがあり、数多くの法律の制定をみているわけである。

このようにして、経済の高度成長は、地方、殊に開発の遅れた地方をも雑然とした渦の中にまき込んだ。各自自治体は、激増する行政需要に対する財源措置も不十分なまま、これへの対応に狂奔しなければならなかった。

最後に、高度成長のあおりとして、地方公務員の給与の激増もあげなければならない。

高度成長は物価を押し上げ、これに伴って公務員の給与改定も度重なった。すなわち、人件費は自治体財政のうちで大きな比重を占めるにいたったのである。さらに、労働攻勢によって、

## I しあわせの基礎づくり

国家公務員の給与水準を上回る無秩序な引き上げが実施され、地方財政の弾力性を失わせる大きな原因の一つとなったことも否定できない。

### (注1)

地方交付税制度＝社会経済の発展に伴い、人口や産業が都市部を中心とする特定の地域に集中するため、地方公共団体間に経済力、財政力の格差が生じてくる。その結果、税源が著しく偏在し、行政サービスにも格差が生じてくることになる。

そこで、すべての地方公共団体が、一定水準以上の行政サービスができるように、地方公共団体間の財政力の均衡化を図り、必要な財源を確保できるようにする制度が必要となってくる。このための現行制度が地方交付税制度であって、財源調整制度の中枢をなしている。

地方交付税の総額は、国税のうち、所得税、法人税、及び、酒税（国税三税）の32%と定められている。この率は、昭和29年度においては20%とされていたが、その後、再三にわたって引き上げが行われて現行率となっている。

地方交付税の種類には、普通交付税と特別交付税がある。地方交付税法第6条の2の規定により、普通交付税の総額は地方交付税総額の94%、特別交付税の総額は残りの6%となっている。

地方交付税の主体をなす普通交付税は、合理的基準によって算定された、あるべき一般財源所要額としての基準財政需要額と、同じく、合理的手段によって捕捉された、あるべき税収入額としての基準財政収入額とを用いて、前者が後者を超える額をその交付額として算出されている。また、特別交付税は、普通交付税の画一的な算定、又は、時期的な差によって生じた財政需要、財政収入の実情とのズレを是正するために交付されるものである。

### (3) 地方債をめぐる諸問題

地方債をめぐる問題は、大体三つに分けることができる。

その一つは、地方債を発行して歳入不足を糊塗するということは、本来望ましいことでない、という主張である。この主張には誰も異論をさしはさむ余地はない。それにもかかわらず、地方財政においては毎年、当初から地方債の発行が予定され、それが財源として地方財政計画に組み込まれてきた。すなわち、組み込まれなければならなかったところに問題がある、といわねばならない。

十分な自主財源が与えられていない市町村財政でもって、増大する行政需要や人件費の増大に対処するには、どうしても地方債を発行し、それに頼らざるを得なかったわけである。このような現実を目をつむることはできない。

第2の問題点は、本来、起債は、自治体自身の判断によって自由に行えるのが原則であるにもかかわらず、現実には多くの制約をうけている、という起債権をめぐる問題である。

第3は、年々地方債を発行してきたため、地方債の元利償還額は雪だるま式に増え、これが、地方財政を圧迫しつつある、という公債費処理対策の問題である。

要するに、地方財政の窮乏ということが、それらの問題の根底にあるのである。その窮乏が、地方債発行を余儀なくさせる原因となっており、地方と中央との交渉では地方側は常に、「地方債所要額」を確保しようとして必死の運動を続けているのである。

#### (4) 昭和40年代以降の地方財政（概観）

40年以降も地方財政は窮乏している。窮乏どころではない。今では危機的様相さえ呈している。

経済の高度成長、それに伴う物価高騰が、現在の地方財政窮乏の元凶であることには間違いない。経済は、昭和48年の石油ショックを契機として低成長時代に入ったとはいえ、物価の高騰は依然として続き、国民生活を圧迫し、地方財政を窮乏の淵に追いこんでいる。

殊に、田中角栄元首相の「列島改造論」に端を発した地方都市の地価の高騰、企業の土地の買い占めなど目に余るものがあり、昭和40年代はまさに狂乱インフレの時代であったといっても過言ではない。

このインフレは、当然財政支出の増大をもたらした。ところが、収入面にインフレがハネ返ってくるのは、時期的にもかなりのズレがある。このズレによる収支のバランスの崩れが、現在の地方財政悪化の一つの原因となっているとみられている。

インフレが地方財政に与えた影響の最たるものは、用地買収費であった。インフレで諸物価が高騰したが、そのうちでも地代の高騰は群をぬいていた。そのような中で、自治体は学校用地、住宅建設用地、道路用地などを購入しなけりならなかった。これが自治体財政に大きな打撃を与えたことは容易に想像できるところである。

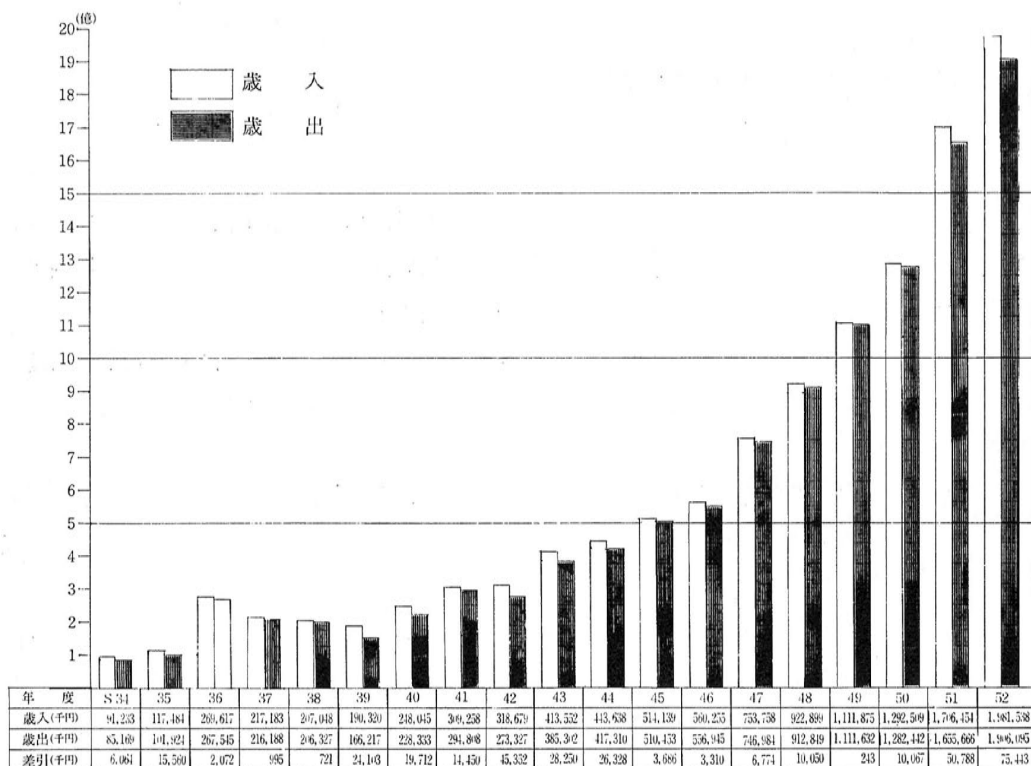
この用地買収費に対する国の補助は極端に少なかった。国は、地代の高騰には目をつぶり、補助額の増加を容易に認めようとはしなかった。このため自治体側は超過負担に苦しみ、地方財政はますます悪化の道をたどらざるを得なかった。

石油ショック以後高度経済成長に対する反省から、49年に入って、総需要抑制策がとられるにいたった。景気はこれによって一挙に後退し、不況の局面に突入した。税収は減退し、物価だけが高水準を維持するという典型的なスタグフレーションの世となり、地方財政の窮乏に一段と拍車をかけることになった。このような地方財政窮乏の中で、自治体の人件費の上昇が表面化し、さらに、超過負担問題で自治体が国を相手どって訴訟を起こしたり、自治体の自主課税権を主張したりするなど、地方税収入の増加をめざして、国に対する造反がみられるようになった。

I しあわせの基礎づくり

(5) 久万町の財政

第1表 普通会計決算状況の推移 (昭和34年～52年)



合併時の34年度と、52年度の本町における財政規模を比較すると、実に21.7倍に膨張していることがわかる。上記の地方財政概観で述べたように地方財政は著しい窮乏の中にあって、本町においては、赤字決算を計上することなく、現在まで健全財政を維持することができた。この要因は、公有林の収入によるものである。(第1表参照)

資料=決算統計 (普通会計=一般会計, 町有林会計, 分譲宅地会計)

第2表 歳入の伸び(指数)

歳入決算額	21,720		
地方税	6,447	使用・手数料	8,216
地方交付税	25,423	財産収・入	5,110
国庫支出金	28,604	諸収入	8,754
県支出金	41,690	地方債	38,271
分担・負担金	31,659		

※昭和34年度を100とした時の52年の指数



歳 入

第3表 普通会計歳入状況

(単位千円)

年度 区分	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52 見込
地方税	29,251	30,088	32,793	34,816	39,521	41,727	44,791	48,222	54,445	55,443	61,335	71,972	79,272	87,251	106,967	135,481	139,249	152,297	188,563
地方譲与税													786	3,714	3,848	6,744	7,543	11,566	13,194
娯楽施設 利用税金 交付金								臨時地方 特別交付金 2,399	臨時地方 財政交付金 195							1,611	14,017	20,170	18,352
自動車 取得交付金										2,892	4,729	5,385	5,153	6,493	6,948	9,888	10,411	10,275	70,861
地方 交付税	23,864	26,766	32,218	40,677	51,645	64,310	67,548	73,661	89,953	104,811	136,346	173,984	208,786	260,190	341,169	423,864	475,611	526,538	606,701
国庫 支出金	4,842	11,362	6,945	1,446	13,655	12,822	8,322	14,149	9,070	25,196	16,251	11,825	20,737	42,109	74,149	101,091	109,241	168,542	137,356
県支出金	1,243	6,045	4,012	15,639	13,554	3,477	34,151	56,042	58,136	53,529	33,385	122,468	128,356	113,743	123,889	140,765	248,931	336,184	501,535
分負担金 寄附金	2,795	5,293	5,441	7,044	6,644	3,447	2,944	19,130	14,316	22,990	24,596	19,147	23,549	41,063	63,289	56,920	64,514	77,658	88,486
使用料 手数料	2,196	3,026	3,097	3,873	4,656	6,788	7,498	7,739	8,240	7,956	8,796	9,899	9,946	10,722	8,568	9,063	9,898	11,415	18,043
財産収入	8,688	25,235	166,432	95,049	60,131	34,180	43,043	47,525	55,188	63,446	84,565	33,517	20,729	47,575	68,761	146,538	59,330	68,048	44,440
繰入金													7,992	0	8,777	13,240			
繰越金	6,954	6,064	15,560	2,072	341	2,099	24,143	19,712	14,450	45,332	28,251	26,328	3,686	3,310	6,774	10,050	243	10,067	50,788
諸収入	3,961	2,045	3,119	1,647	2,481	11,410	1,125	2,679	3,866	3,068	10,274	5,154	21,463	13,548	13,257	16,360	46,144	32,272	34,675
地方債	7,040	1,640	0	15,040	14,540	10,140	14,640	18,040	10,940	28,940	15,140	14,540	29,840	124,140	96,540	40,340	107,540	281,540	267,940
会 計	91,233	117,484	269,617	217,183	247,048	190,320	248,045	346,258	318,679	413,533	443,638	514,139	560,255	733,758	922,899	1,111,875	1,292,541	1,746,454	1,981,538

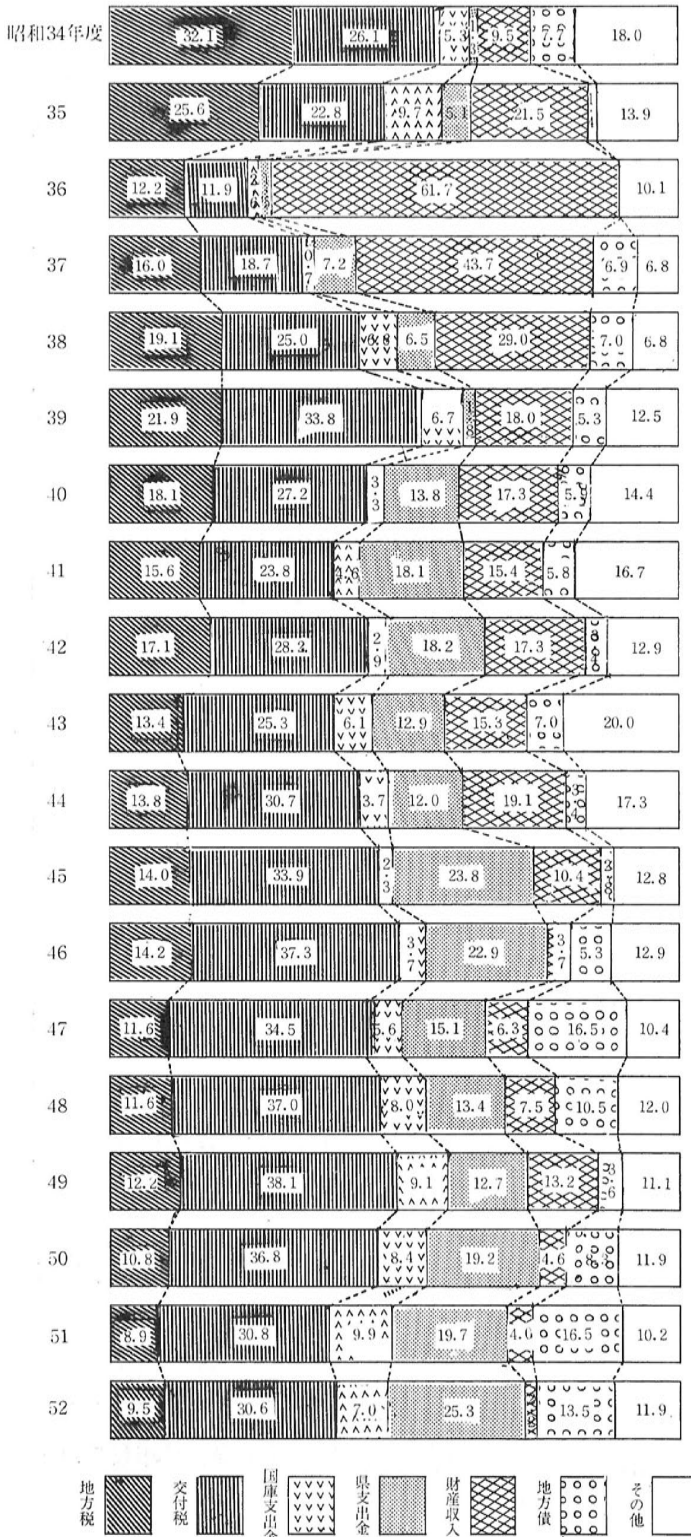
※資料=決算統計

昭和52年度の歳入純計決算額（見込み）は、19億8153万8千円で、性質別内訳は、一般財源（注2）9億4848万9千円（構成比47.9%）特定財源（注3）10億3304万9千円（52.1%）となっている。

（注2）一般財源=財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもの。

（注3）特定財源=財源の用途が特定されているもの（国、県支出金、負担金、使用料手数料、財産収入、諸収入、地方債など）

第4表 歳入決算額の構成比図(%) 資料=決算統計



※歳入の動向

地方公共団体は、地方税だけでは住民サービスの需要に応ずることはできない。

国から地方交付税や、地方譲与税、そのほか国庫支出金などをもらい、なお足りない分は地方債を発行したり、使用料、手数料、財産収入などによってまかなったりしている。

(地方税)

34年の合併時に32.1%であった地方税が、52年の現在では、9.5%と著しく減少している。このことは、さきに述べたとおり、インフレ下の税制の改正に伴う減税によるものである。我が国の地方自治はよく「3割自治」といわれるが、現状は「1割自治」である。ここに地方自治体の窮状が伺えるわけである。同時に我が国の地方自治の未熟さを如実に物語っているといえよう。

(財産収入)

36年度61.7%を最高に、45年度まで財産収入の構成比は高い。これは、新庁舎建設をはじめ、各種の行政需要を充足するため町有林の伐採収入、並びに、国有林の払い下げ処分等の収入を計上したことによるものである。

## 歳 出

第5表 目的別（款別）経費の伸び（指数）

歳 出 計	22,380		
議 会 費	20,454	衛 生 費	12,674
総 務 費	6,412	農 林 業 費	68,923
民 生 費	52,390	土 木 費	129,097
		教 育 費	17,181
		災 害 復 旧 費	11,410
		公 債 費	58,882

資料＝第1表と同じ 昭和34年度を100とした時の52年度の指数

目的別（款別）経費の構造変化をみると、昭和34年から51年の間に、22,38倍とふくれ上がっている。この伸びがより大きい費目は、民生費52.39倍、農林業費68.92倍、土木費129.09倍、公債費58.88倍である。伸び率の低い費目は、総務費、衛生費、教育費、災害復旧費などである。

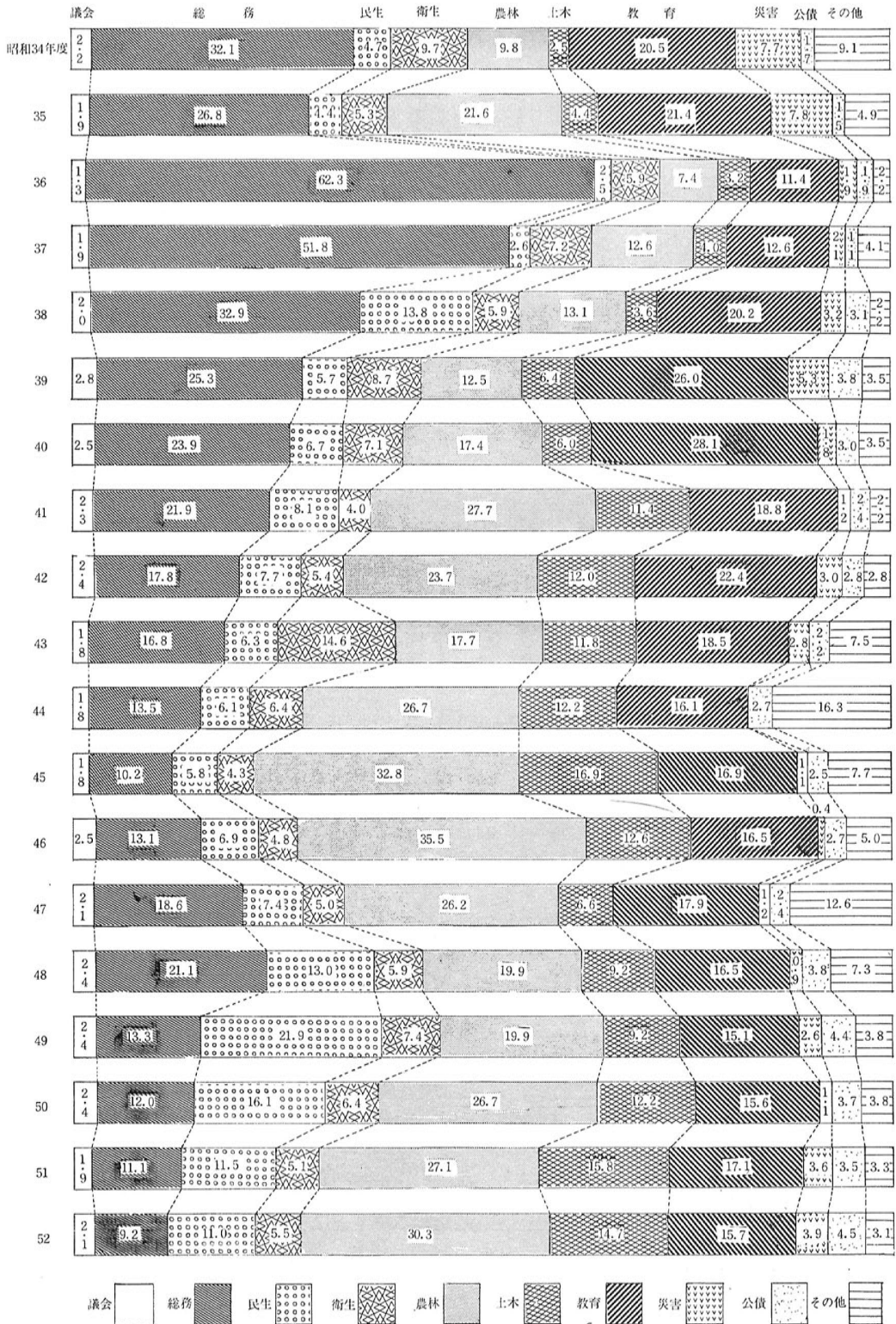
これがため、目的別経費の構成がこの間に大きく変化することとなる。

第6表 目的別（款別）経費の推移

(単位千円)

年度	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
議 会	1,913	1,893	3,356	4,071	4,116	4,723	5,694	6,919	6,505	7,027	7,672	9,416	14,110	15,833	21,790	26,558	30,842	31,303	39,129
総 務	27,304	27,343	167,001	1111,919	67,958	41,979	54,676	64,420	48,520	64,772	56,129	51,984	72,829	138,899	192,403	147,730	153,562	183,157	175,072
民 生	4,011	4,518	6,563	5,688	28,523	9,489	15,381	24,018	21,004	24,403	25,657	29,443	38,360	55,211	118,358	243,680	206,511	191,226	210,135
衛 生	8,225	5,443	15,712	15,539	12,186	14,484	16,226	11,716	14,865	56,065	26,849	22,200	26,827	36,982	53,525	82,206	82,376	83,921	104,246
農林水産	8,385	22,010	19,746	27,234	26,952	20,708	39,828	81,527	64,850	68,378	111,404	167,187	197,881	195,824	181,741	221,071	342,002	448,007	577,920
商 工	49	487	529	792	464	1,099	3,077	2,020	2,672	2,302	5,492	31,779	7,316	18,215	18,861	25,801	32,495	33,824	20,456
土 木	2,171	4,467	8,645	8,632	7,468	10,662	13,678	33,755	32,735	45,366	51,113	86,139	70,175	49,083	84,148	102,686	156,742	262,253	280,269
消 防	2,100	3,485	2,769	5,235	3,510	4,758	4,665	4,622	4,923	5,116	7,597	7,715	9,405	11,309	13,464	16,148	16,032	21,197	38,507
教 育	17,429	21,816	30,530	27,155	41,725	43,173	64,196	55,453	61,325	71,397	67,129	86,176	91,779	133,358	150,738	167,394	200,104	282,696	299,439
災害復旧	6,564	7,923	5,004	4,444	6,564	8,754	4,106	3,234	8,328	10,910		5,511	2,188	9,167	8,578	28,755	14,433	59,316	74,895
公 債	1,461	1,501	5,124	2,404	6,488	6,388	6,806	7,124	7,590	8,395	11,441	12,903	14,834	18,186	34,510	48,583	47,343	58,766	86,027
諸支出金	5,557	1,038	2,566	3,075	373	—	—	—	—	21,171	46,827	—	11,241	64,917	35,233	1,000			
合 計	85,169	101,924	267,545	216,188	206,327	166,217	228,333	294,808	273,327	385,302	417,310	510,453	556,945	746,984	912,849	1,111,632	1,282,412	1,655,656	1,906,045

第7表 歳出目的別（款別）構成比の推移



主要な経費についてみると、総務費 (32.1%→9.2%)、衛生費 (9.7%→5.5%)、教育費 (20.5%→15.7%) は低下し、民生費 (4.7%→11.0%)、農林業費 (9.8%→30.3%)、土木費 (2.5%→14.8%)、公債費 (1.7%→4.5%) は逆に上昇している。

この結果、福祉政策による民生費、過疎地域に対する生産、環境基盤整備事業を反映して農林業費、及び、土木費の上昇が理解できる。これらの事業に対する特定財源として、過疎債等に多くを依存したため、公債費が伸びている。なお36年、37年の総務費の占める高比率は、国有林買い受けによるものである。

続いて、性質別経費をみると (第8表)、歳出経費の伸びは、22.38倍である。この伸びにより高いものは、扶助費、公債費、普通建設事業費などがある。反対に低いものには、人件費、物件費、修繕費、補助費などがある。

この結果として、構成費は次のように変化した。(第8表)、扶助費 (0.8%→5.7%)、公債費 (1.7%→4.5%)、普通建設事業費 (13.0%→43.0%) が伸びたのに対し、人件費 (29.7%→21.0%)、物件費 (32.8%→11.4%)、修繕費 (2.6%→0.7%)、補助費 (8.5%→6.1%) は低下した。

第8表 性質別経費の推移

歳出計	22,380
人件費	15,808
扶助費	164,794
公債費	59,005
<hr/>	
物件費	7,769
修繕費	6,386
補助費	16,017
<hr/>	
普通建設費	73,887
災害復旧費	11,410

※昭和34年度を100とした時の52年度の指数

I しあわせの基礎づくり

第9表 普通会計年度別、性質別歳出額

(単位千円)

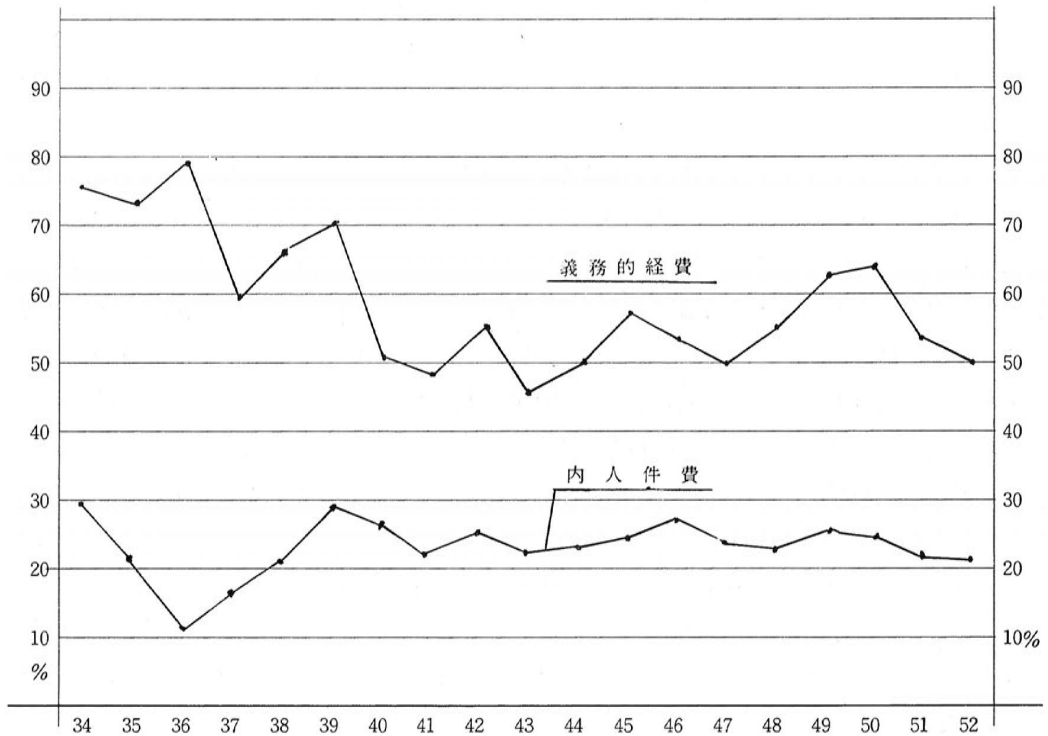
年度 区分	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
人件費	25,306	22,679	27,903	35,336	43,131	47,454	60,017	63,382	68,940	83,051	95,725	116,643	145,669	171,739	202,347	276,489
物件費	27,902	37,001	166,660	47,424	33,077	29,137	33,560	38,012	40,955	50,245	61,210	61,971	68,459	105,951	151,774	208,416
維持補修費	2,191	3,005	2,498	3,872	7,152	5,084	4,243	10,206	12,612	12,759	14,021	16,882	6,958	13,747	12,006	12,813
扶助費	664	250	2,673	3,573	8,249	1,888	670	540	572	3,999	3,288	9,310	14,521	29,252	52,875	73,593
補助費等	7,207	10,401	8,468	11,434	17,755	11,179	13,221	20,056	21,388	17,002	24,934	20,936	49,580	27,318	44,999	82,507
公債費	1,461	1,501	5,124	2,404	6,488	6,388	6,806	7,124	7,590	8,395	11,441	12,903	14,834	18,186	34,510	48,583
積立金		1	1				1,000						8,000		5,000	
投資及び 出賃付 資金	355	55	556	258	409	56	344		1,770	2,973	3,697	3,821	5,925	10,623	29,543	136,972
繰出金	2,430	4,583	16,173	14,565	9,800	11,182	11146	11,840	10,337	10,024	14,188	10,557	10,641	9,466	49,123	18,142
前年度繰 上充用金																
普通建設 事業費	11,089	14,525	32,485	92,878	73,702	45,095	93,220	140,414	100,835	185,944	188,806	251,919	230,170	351,535	322,094	225,362
災害復旧 事業費	6,564	7,923	5,004	4,444	6,564	8,754	4,106	3,234	8,328	10,910	0	5,511	2,188	9,167	8,578	28,755
合 計	85,169	101,924	267,545	216,188	206,327	166,217	228,333	294,808	273,327	385,302	417,310	510,453	556,945	746,984	912,849	1,111,632

年度 区分	50	51	52
人件費	326,312	351,792	400,048
物件費	285,391	250,173	216,781
維持補修費	10,936	10,348	13,991
扶助費	64,333	101,102	109,423
補助費等	85,147	118,745	115,433
公債費	47,343	58,766	86,027
積立金			
投資及び 出賃付 資金	12,777	14,110	23,431
繰出金	29,570	30,730	46,730
前年度繰 上充用金			
普通建設 事業費	486,200	660,584	819,336
災害復旧 事業費	14,433	59,316	74,895
合 計	1,282,442	1,655,666	1,906,095



第 10 表

## 歳出決算額に占める義務的経費の推移



(注) 義務的経費＝地方公共団体の歳出のうち、極めて硬直性の強い経費であって、その支出が義務づけられ、任意に削減できない経費をいう。

歳出のうち経常的経費とされている、人件費、物件費、維持修繕費、扶助費、補助費等、公債費の6費目は、広い意味ではすべて義務的経費としての範ちゅうに属するが、なかんずく人件費、扶助費、公債費の3つの費目が、厳密な意味での義務的経費とされている。

歳出の構成において、経常的経費の比率が低いほど財政構造の弾力性が確保されることになるが、この経常的経費、すなわち、先に述べた6項目の費目のうち、人件費、扶助費、公債費、の占める比率が大きければ大きい程、経常経費の増大の傾向が強い。したがって、財政構造の悪化を防ぎ、地方公共団体が、財政の健全化を図ろうとする場合、大きな障害となってくる。

近時、地方公共団体の決算における財政構造は、特に義務的経費の増額が著しく、また、一般財源の充当状況においても義務的経費を含む経常的経費に70%前後を充当しているような状況である。(くぎょうせい発行地方財政辞典)

34年度76%の義務的経費が逐次低下し、52年度50%となっている。52年度においては景気回復のため、二次にわたって補正予算を組み、公共事業を実施した。これらの財源の公債費償還金が次年度以降に波及してくるため、若干の増が予想される。しかし、おおむね健全な傾向にあるといえよう。

## 8. 税 務

昔の税は、征服者が、自分の栄華のために強制的に徴収したものであったが、今日の税は、住民の福祉のためのものでなければならぬことは衆知のとおりである。それも「税は、高きを憂えず、等しからざるを憂う。」といわれてきたように、「少々高いのは仕方がないが、公平にしろ。」というのが納税者の心理である。つまり、公平の原則が強調されてきたわけである。さらに、現今の税は、公平で安く、しかも、強制的ではなく、すすんで納められるものでなければならぬし、納めた税が倍加されて住民の福祉の上に還元されなくてはならない。このように税を基本的に考えるようになったけれども、それは理想であって、遺憾ながら、税にたずさわる者の努力目標にしかすぎないのが現状である。昭和25年に施行された現行地方税法は、申告納税制度を多くとり入れる等、画期的税制改革を行っている。さらに、年を追って改正を加え、真に時代の要求する税制度を確立しようと努めているわけである。

昭和34年の町村合併により、新久万町が発足した。それ以降の地方税制、税務行政執行はどのような経過をたどったか。その20年の変遷を簡単に述べてみたい。

租税の歴史をみると、現今のような租税制度ができあがるまでは、税は、長期間にわたって経済、行政、及び、政治の変遷と密接に結びついてきた。租税の素朴な形は、大古の昔から発生しているが、近代的な税制の確立は、日本においては、明治維新以後である。他の社会制度と同様、最初は、諸外国の制度を摂取し、短期間にそれを日本化してきたわけである。

日本の近代的な税制を大きく区分することにしたら明治時代の税制と、第二次大戦後のシャープ勧告に基づく民主的な税制とに分けることができよう。現在の税制の基本的、原則的な位置づけについては、すでに久万町20年の歩みの中の税制の項ですべて網羅しているので、くどくならない範囲で簡単にその基盤を考えてみたい。

第二次世界大戦後の日本経済は、危機に陥っていた。この危機は、経済安定9原則、ドッチライン、及び、シャープ勧告という一連の安定政策によって收拾された。その後は急速に復興に向って躍進をつづける日本経済を見ることができるようになる。

### ※注 シャープ勧告の基本理念

シャープは、昭和24年5月に税制に対する基本的な理念を明らかにして次のとおり勧告した。経済安定9原則に明示された政策の線にそって経済安定の達成に資すること。

今後数年にわたって、変更の必要のない、安定した税制を確立すること。

現行税制に大きな不公平がある場合は、これを一掃すること。

地方の自治と責任を強化する設定政策にたいし、財政面から支援を与えること。

現在、行われている税務行政改善の諸努力を促進するとともに、諸税法の厳格な実施を励行させること。

以上のように、地方税について、租税について、租税負担の公平の原則を貫きさらに、租税



は、地方自治体の財政目的、収入目的、及び、政策目的のために使用されるものであるから、恒久的な税制の確立のために努めなければならないと勧告しているわけである。引いては、それが、地方自治の健全なる発展につながり日本の民主主義の基盤の育成になるというのである。その意味で収税の強化もうたっていることになる。その他シャープ勧告の内容はまだまだあるが、それらを割愛して、本題に入ることにする。

久万町も、シャープ勧告の理念に基づいて、合併以来3割自治といわれる枠の中で、税の理想実現のために懸命の努力を積み重ねてきた。町民税の課税方式の改正、各種控除の大幅な引き上げなどを行ってきたのである。また、5年の歳月をかけてなした固定資産の評価替えは、安くて公平な税の実現をめざした、積極的な税政策であるということができよう。

ここに合併以来20か年を迎えたわけであるが、これを機会に久万町がとってきた税政策のあとをふり返り、深く反省するとともに、住民の苦の種にならない税行政を推進するための糧を得たい。

## (1) 町 民 税

### 所得割の課税方式

合併前の課税方式として、旧久万町では第2課税方式の本文（所得額を課税標準とする方法）、旧川瀬村と父二峰村では、第2課税方式ただし書（総所得金額から基礎控除だけした残金に税率をかける方法）を、それぞれ採用していた。34年の合併と同時に、ただし書方式に統一した。

この方式は、所得額に応じて町民の大多数が所得割で納めるため、財政の安定と負担分任の目的が高度に達成できるという利点がある。そこで、財政力の弱い市町村は、こぞってこの方式を採用したのである。現在の所得金額から基礎控除の他に、扶養控除（第17表参照）等の各種の控除をした残金に税率をかける方法は、40年の地方税法の一部改正により、ただし書方式が成立して採用されるようになったものである。

この方式には社会情勢の変化に応じて税負担の調整が容易であること、また、大衆課税の弊害をある程度除去することができることなどの利点があり、全国に統一施行された。退職所得及び、山林所得が分離課税となったのは、42年度からである。県民税の所得割による徴収は、町民税とともに町が徴収して県へ払い込むという方法をとっている。36年度までの算定方法は、県が所得税を基礎として算定した額を町に割り当て（課税総額の配賦）、町はこれを個人町民税の所得割に按分するという方法だった。37年度から、町は、県民税納税義務者の個々について、本文方式（現在の町民税の算定方法）によって県民税を算定し、課税するという方法をとるようになった。したがって、37年度から40年度までは、1人の納税者について町民税はただし書、県民税は、本文方式をとり、それぞれ算定して合算するという複雑な計算をしていたわけである。法人の所得割は、法人税制（法人税額を課税標準として、これに税率を適用する）の方法を採用しており、合併後も変わっていない。

## I しあわせの基礎づくり

### 所得割の税率

合併後は、一貫して別表第一のとおり、超過累進（定められた所得金額の段階を超える毎に、その超えた部分に対する税率は高くなる。）この方法で、税法に規定した標準税率（準拠税率）を適用してきた。旧父二峰村は、31年度まで単純累進（所得金額が多いほど税率が高い。）の方法を採用し、2万円未満の百分の1.21から、560万円以上の百分の4.38までを326段階に区分し、課税していた。山林所得に対する税率の適用が、5分5乗方式（所得金額の5分の1の額に、該当する税率をかけ出した税額を5倍する。）になったのは、37年度からで、特別控除の引き上げと共に税の軽減策がとられた。38年度までは、経済成長に対する税負担の調整は最低税率の適用範囲を拡大することにたよっていたが、税率の操作も限界に達し、39年には、扶養控除を所得控除にした。さらに40年にはいわゆる本文方式に移行して、全控除を所得控除とし、以後毎年控除額の引き上げを行っている。（17表参照）このように減税のため努力したあとが伺えるのである。その結果、第16表、及び、第23表に示すとおり、過去20年間に課税所得金額が約12.5倍になったのに対し、町民税の伸びは約13.0倍になったのである。

法人税割の税率は、39年度まで百分の9.7、47年度までは百分の10.7、48年度以降は百分の12.1である。県民税の税率は、37年度以降、課税所得金額150万円以下は百分の2、150万円を超える金額に対しては百分の4である。

### 均 等 割

個人の町民税は200円、県民税は100円で、所得割と合算して徴収していた。なお控除対象、配偶者、又は、扶養親族で均等割の納税義務がある者、及び、その者を2人以上有する者は、町民税の均等割は100円に軽減されていた。この方法、金額ともに50年度まで続き、51年度以降は、町民税700円県民税300円となっている。法人均等割については、（第16表下段参照）41年度まで、1,200円であったが、42年度からは、資本金に応じて、2,400円、又は、4,000円となった。51年度から同じく資本金に応じ40,000円、12,000円、7,200円となり、52年度からは、80,000円、40,000円、8,000円となった。さらに、53年から大幅に改正されて、800,000円、400,000円、80,000円、24,000円、8,000円となっている。

別表第1 町民税の税率等 1. 個人の所得割

① 税率

課税所得金額	33年度		34年度	37年度	38年度	44年度
	旧久万町	旧川瀬村 父二峰村	36年度		43年度	53年度
3万円以下の金額	2.8	2.0				
3万円を超える金額	3.1	2.2				
5万円以下の金額			2			
5万円を超える金額	4.3	3.0				
8万円 〃 金額	4.4	3.1	3			
10万以下の全額円				2		
10万円を超える金額				3		
15万円以下の金額	5.0	3.5			2	
15万円を超える金額					3	
20万円 〃 金額	5.9	4.1	4	4		
30万円以下の金額						2
30万円を超える金額	6.3	4.4				3
40万円 〃					4	
50万円 〃	7.7	5.4	5	5		4
70万円 〃					5	
80万円 〃	7.9	5.5				5
100万円 〃	9.0	6.3	6	6	6	
110万円 〃						6
120万円 〃	9.3	6.5				
150万円 〃	10.0	7.2	7	7	7	7
200万円 〃		7.4				
250万円 〃		8		8	8	8
400万円 〃		9		9	9	9
600万円 〃		10		10	10	10
1,000万円 〃					11	11
2,000万円 〃						12
3,000万円 〃						13
5,000万円 〃						14

②個人の均等割税率

33年度～50年度…200円  
51年度～53年度…700円

③ 法人の法人税割税率

34年度～39年度まで… 9.7%  
40年度～47年度まで…10.7%  
48年度～53年度まで…12.1%

④ 法人の均等割税率

34年度～41年度まで…1,200円  
42年度～43年度…資本金又は、出資金が1千万円を超える法人 4,000円  
上記以外の法人…2,400円  
44年度～50年度 ① 4,000円 ② 2,400円  
51年度 ① 40,000円 ② 12,000円 ③ 7,200円  
52年度 ① 80,000円 ② 40,000円 ③ 8,000円  
53年度 ① 800,000円 ② 400,000円 ③ 80,000円  
④ 24,000円 ⑤ 8,000円

別表第1 町民税の税率等

ハ 個人の所得割

(2) 課税標準総額、及び、平均税率

年度	課税標準額	平均税率
33	久万 52,261千円	4.8
	川瀬 52,151	2.8
	父二峰 25,493	3.1
34	168,942	2.9
35	196,831	3.1
36	232,196	2.9
37	357,215	3.1
38	402,239	2.7
39	466,693	2.8
40	(40年度より所得金額) 667,477	3.1
41	684,953	3.3
42	754,347	3.0
43	779,747	3.6
44	(44年度より課税標準額) 36,170	4.0
45	469,604	4.0
46	558,883	4.2
47	605,938	4.0
48	958,321	4.0
49	1,270,063	4.2
50	1,152,464	4.2
51	1,229,441	4.4
52	1,379,608	4.5
53	1,618,177	4.6

Iしあわせの基礎づくり

別表第2 町民税の各種控除額

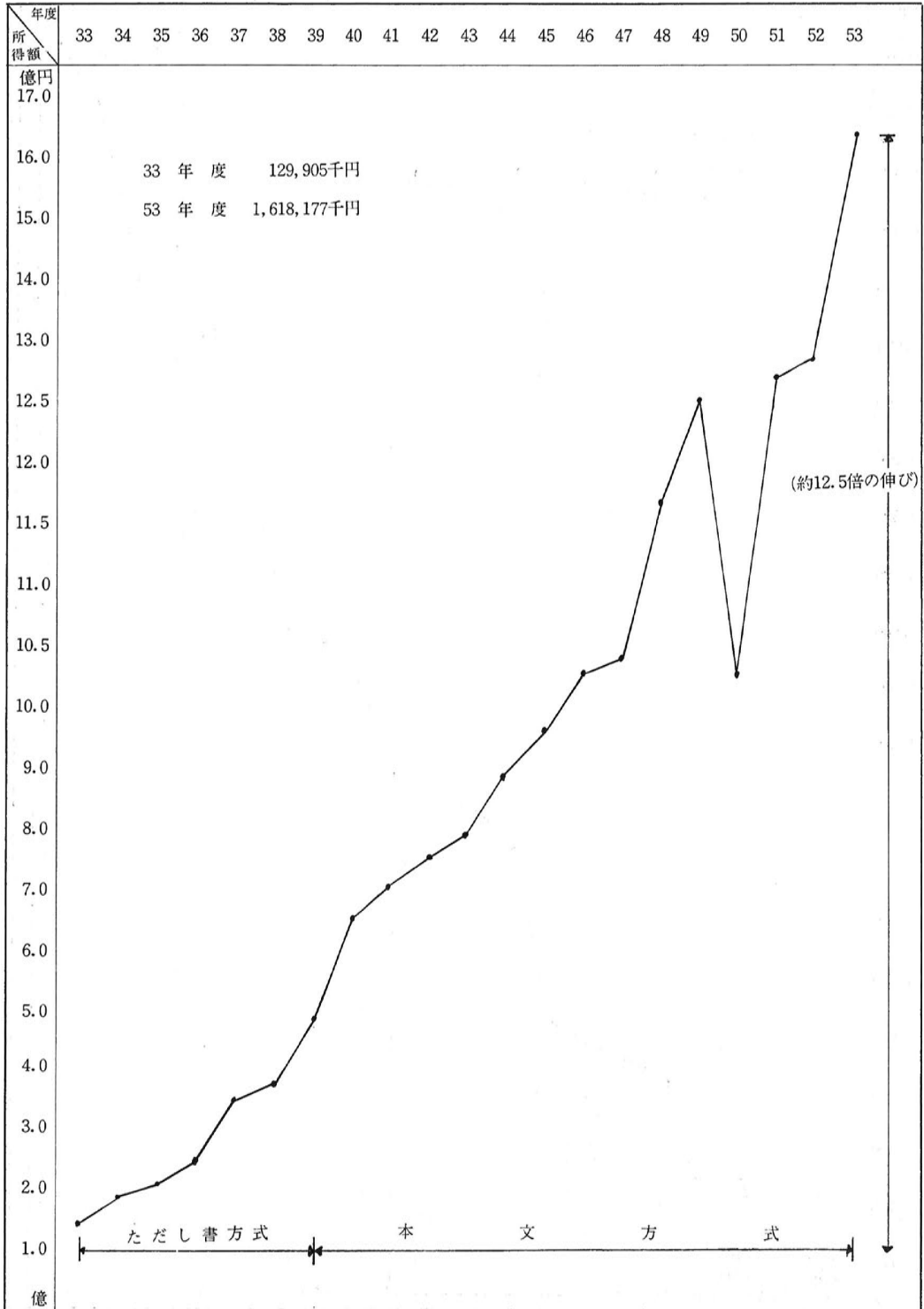
控除種目	年 度									
	33年～36年度	37年度	38年度	39年	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	
基礎控除	円 90,000	円 90,000	円 90,000	円 90,000	円 90,000	円 100,000	円 100,000	円 110,000	円 120,000	
扶養者				2人目から 30,000	2人目 30,000	40,000	40,000	50,000	60,000	
配偶者				40,000	70,000	80,000	80,000	53,000	100,000	
青色専従					80,000	100,000	120,000	170,300	全 額	
白色専従者					50,000	60,000	80,000	110,000	150,000	
障、老、寡、勤								60,000	70,000	
生命保険料					最高 22,500	最高 22,500	最高 22,500	最高 25,000	25,000	
社会保険料					全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	
医療費					最高 150,000	最高 150,000	150,000			
雑 損					全 額	全 額	全 額			
扶 養	200	200	200							
青色専従者		500	800	1,600						
白色専従者		300	500	1,000						
障、老、寡、勤		500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000			
配 当					株式 3% 1千万円以下 3% 投信 1.5% 1千万円を越える場合 1.5%					

控除種目	年 度									
	45年度	46年度	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	
基礎控除	円 130,000	円 140,000	円 150,000	円 160,000	円 180,000	円 190,000	円 190,000	円 200,000	円 200,000	
扶養者	80,000	100,000	(120,000) 110,000	老人 (140,000) 120,000	老人 (160,000) 140,000	(190,000) 170,000	(190,000) 170,000	老人 (200,000) 190,000	老人 (200,000) 190,000	
配偶者	110,000	130,000	140,000	150,000	180,000	190,000	190,000	200,000	200,000	
青色専従	給与制									
白色専従者	150,000	150,000	165,000	170,000	200,000	300,000	400,000	400,000	400,000	
障、老、寡、勤	80,000	90,000	100,000	120,000	130,000	160,000	160,000	180,000	180,000	
生命保険料			27,500	27,500	27,500	35,000	35,000	35,000	35,000	
社会保険料	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	全 額	
医療費			1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
雑 損										
扶 養										
青色専従者										
白色専従者										
障、老、寡、勤										
配 当	3% 1.5	3% 1.5	2.5% 1.25	2.0% 1.0	2.0% 1.0	2.0% 1.0	2.0% 1.0	2.0% 1.0	2.0% 1.0	

- (注) ① 障、老、寡、勤、控除とは、身体障害者、老年者、寡婦、勤、労学生の略称。  
 ② 所得控除とは所得全額から差引く金額。  
 ③ 税額控除とは、所得控除をした残りの金額（課税所得金額）に税率をかけ算出された税金から差引く金額。  
 ④ 扶養者控除の（ ）内は老人扶養と配偶者のいない第一人目の控除額。

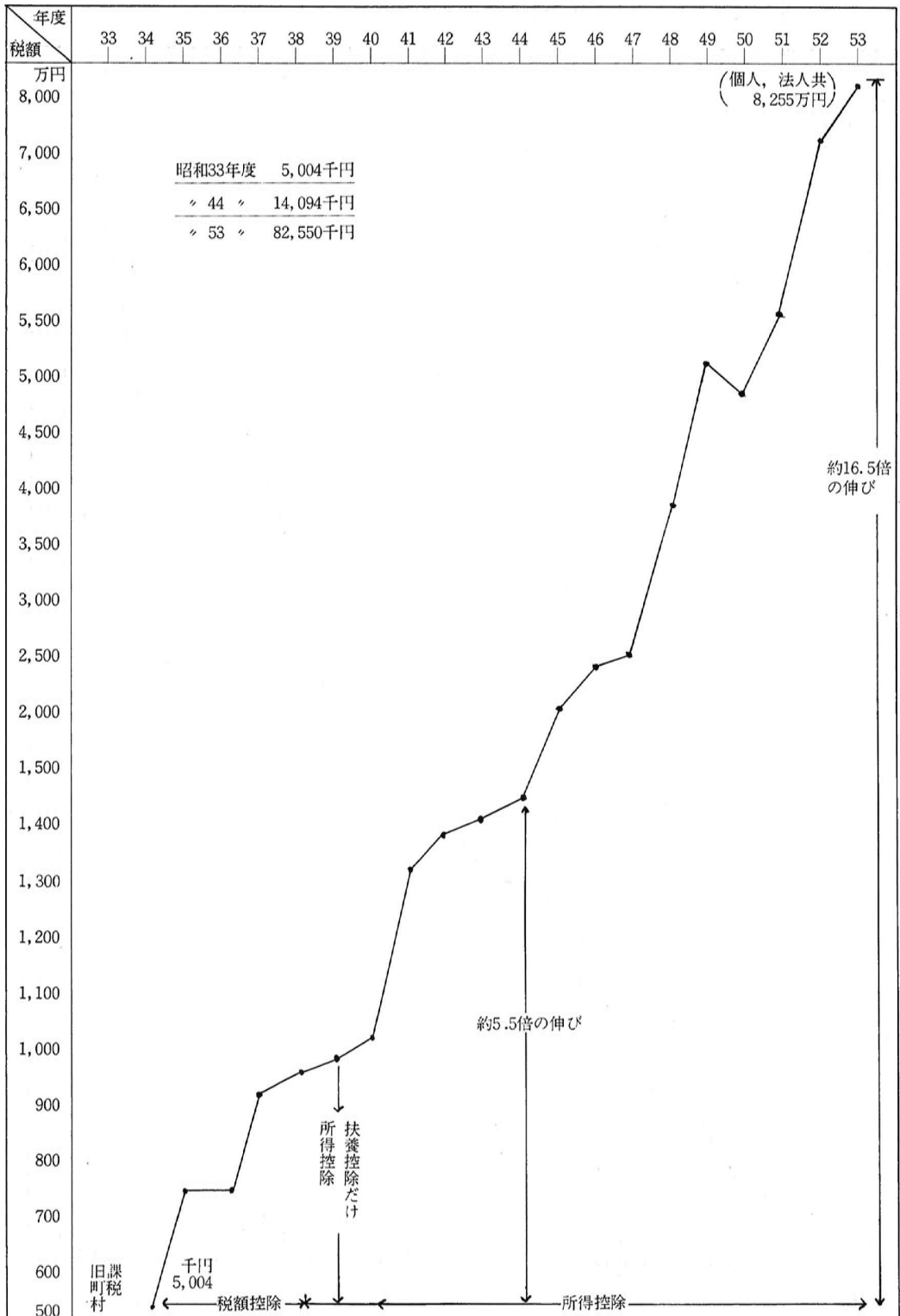
第一図 所得と町民税

① 所得金額 (所得割納税者のみの所得)



I しあわせの基礎づくり

② 町 民 税 額



第3表 固定資産評価額（課税標準額）等の推移

区分 年度	土地（38年度までは賃貸借の倍率による評価）			
	田	畑	宅地	山林・原野
33	旧久万村 2,480倍	----- 2,480倍	----- 1,920倍	----- 4,600倍
34	旧川瀬村 2,000倍	----- 3,600倍	----- 2,000倍	字別 { 最高反 2,000円 最低反 1,000円
35	旧父二峰村 2,300倍	----- 3,250倍	----- 2,400倍	----- 5,200倍
35	横谷地区 2,200倍	----- 2,600倍	----- 2,100倍	山村原野 3,800円 5,100円
36	全町に統一	全町に統一	全町に統一	字又は、地番別評価
37	2,000倍	3,000倍	2,100倍	最高(反) (2,700円まで)
38	となる。	となる。	となる。	最低(反) (1,000円)で10段階に区分した。
39	法令により農地の新評価額は、38年度評価額の1.2倍とし、課税標準額は、38年度評価額を、そのまま適用。		評価替による新評価額は、宅地坪当り最高12,010円	
40			最低194円、山林原野、反当最高15,120円最低3,150円となったが、法令により、課税標準額は、39年度	
41			は、38年度評価額の1.2倍。	
42	評価額 田	最高 86,400円 最低 23,000円	40年度以降は新評価に達するまで、順次前年度課税標準に平均1.2倍を乗じ当該年度の額を決定する。	
43	〃 畑	最高 72,000円		
44	〃 〃	最低 16,000円		
45	基準年度	1.10倍	2.06倍	1.23倍
46		〃	〃	〃
47		〃	〃	〃
48	基準年度	1.03倍	部分修正評価	1.10倍
49		〃	〃	〃
50		〃	〃	〃
51	基準年度	1.10倍	1.10倍	1.18倍
52		〃	〃	〃
53		〃	〃	〃

(2) 固定資産税  
固定資産税の決定に当っては、土地・家屋の賃借料など一般大衆に及ぼす影響が、特に大きいいため、税額の調整にあらゆる措置がとられている。すなわち、税率、及び、

区分 年度	家屋	償却資産	免税点			税率
			土地	家屋	償却資産	
33	在来家屋について	賦課期日（毎年一月一日）における資産の価額	10,000	10,000円	100,000円	1/100%
34	は旧町村の評価額		20,000	30,000	150,000	〃
35	を、そのまま適用、		〃	〃	〃	〃
36	新築家屋について		〃	〃	〃	〃
37	は在来家屋に比準		〃	〃	〃	〃
38	評価。		〃	〃	〃	〃
39	在来家屋は従前通り、		〃	〃	〃	〃
40	新築家屋については新評価による額		80,000	50,000	300,000	〃
41			〃	〃	〃	〃
42	全家屋を新評価による額に統一した。		〃	〃	〃	〃
43			〃	〃	〃	〃
44	坪当り最高		〃	〃	〃	〃
45	24,086円		〃	〃	〃	〃
46	新築家屋については、新評価基準により評価。	150,000	80,000	1,000,000	〃	
47		〃	〃	〃	〃	
48		〃	〃	〃	〃	
49		〃	〃	〃	〃	
50		〃	〃	〃	〃	
51		〃	〃	〃	〃	
52		〃	〃	〃	〃	
53		〃	〃	〃	〃	

農地の課税標準据え置き、免税点の引き上げ（昭和34と41年）、さらに、次項で述べる評価替等により、減税や時代の要求に応じた適正な課税に努力してきたのである。その結果、町村合併以来20年間に、他の税が、8倍から13倍になったのに比べ、固定資産税はわずか4倍の伸びに留めているのである。

## I しあわせの基礎づくり

### (3) 固定資産の評価替

固定資産税は、昭和25年の税制改正により、地租、家屋税等を統一して設けられた税である。その課税標準額は、土地・家屋にあっては、基準年度（昭和33年度から起算して、3の倍数を経過したごとの年度）の適正な時価、償却資産にあっては、毎年1月1日現在の適正な時価となっている。各資産（土地・家屋・償却資産）の価額の基準は、自治大臣が示し、市町村は、その指示価額に準じて、評価額を決定することになっている。しかし、この制度が、十分守られなかったため、市町村間、及び、資産間に不均衡が生じてきた。

昭和35年度の調査（自治省）によると、全国平均で、実際の売買価額に対する評価額の割合は、宅地で17%、農地と山林25%、家屋は80%と推定され、償却資産だけが、ほぼ適正な評価額であった。

政府は、このような矛盾を根本的に改める方針で、昭和34年3月、固定資産評価制度調査会に対し、新しい評価制度のあり方を諮問した。同調査会は、2年にわたる調査検討の結果、36年3月、大要次のような答申を行った。

固定資産の価額評価は、正常な条件における、取引価額によるべきである。すなわち、土地にあっては、売買実例価額とし、家屋にあっては、再建築価額にする。償却資産は、取得価額を基準にそれぞれ評価する。

固定資産の評価額は、国税の相続税、贈与税、及び、登録税（現在の登録免許税）県税の不動産取得税とも、法的価額として統一すべきである。

評価方法は、自治大臣が決め、都道府県間、市町村間、さらに、資産間の均衡を失わないようにする。

評価替によって、税負担が増大しないよう調整し、固定資産税の総額が、現行制度と同額を維持するように措置すべきである。

自治省は、以上の答申をほぼ全面的に受入れ、翌37年、地方税法の一部を改正し、新しい評価制度による評価替の実施を決定したのである。

まず、国と各都道府県にそれぞれ固定資産評価審議会を設置して、新しい評価基準を作成した。これにより土地、家屋及び、償却資産の具体的な評価方法、並びに、基準を市町村に指示し、一斉に作業が開始された。

久万町においても、昭和37年度より税務課の中に、固定資産評価室を設置し、専従職員を配置して、41年度までの5年間に、土地80,000筆、家屋7,500棟、償却資産250件の評価替を行ったのである。

評価方法が、従前と異なったのは、土地と家屋である。土地は、大正11年から、昭和2年にかけて設定された賃貸価額を基準にした評価であったが、これを廃止して、点数制により、一筆毎の実価額を算定する方法に改めた。家屋については、等級制による比較評価を廃止し、再建築費に、償却率、及び、地域差補正率を乗じて、時価を算定する方法に改めた。

久万町が行った家屋の新評価は、全国的にも優秀で、その評価内容が（全国で4市、2か町



村) 選ばれ、昭和42年発行の単行本「標準家屋評価実例集」(自治省編集、地方財務協会発行)に搭載されて、市町村家屋評価の指導書となったのである。

このようにして設定された新評価額は、そのまま課税標準額として、使用する予定であったが、固定資産評価制度調査会の答申にもあり、また、政策的にも極端な税の変動は好ましくないので、次のように修正したのである。

当初、自治省としては、評価額は、新評価を使い、税額の調整を税率で行う方針であった。ところが、新旧評価額の差、及び、資産間の差が大きいため、税率での調整がむずかしく、遂に、農地は、38年度評価額を課税標準とし、その1.2倍した額を新評価額とすることに決定した。宅地、山林、原野については、38年度評価額と新評価額を比較して、新評価額が、38年度評価額の(3倍未満の場合は、1)(1.3倍以上8倍未満は、1.2)(8倍以上は、1.3)の率を、38年度評価額を基本として、順次毎年度乗じその額をその年度の課税標準額としたのである。そして、新評価額に達するまで上昇させることにした。家屋については、新評価額と旧評価額の町内全家屋合計で比較して、新評価額に対する旧評価額の割合を算出(0.351)し、この率を各棟の新評価額に乘じ町内家屋の均衡をとるとともに、この額を課税標準額とした。以上で、宅地、山林、原野、家屋においては、一応評価替の主旨が生かされたわけである。しかし、農地については、現在のところ全く無視された状態で、税制の面からは、農地の新評価額が、1日も早く日の目を見るよう期待しているのである。以下、5年間の事業を第19表にまとめた。

以上のように、評価に関しては、39年度以降～53年度まで、新評価基準で評価した評価額を基準とし、38年度の課税標準額と比較して、急激な税負担の変動がないように納税者のことを配慮して決定したわけである。その範囲で、3年毎の基準年度において、上昇率を小幅に抑制しながら、課税標準額と新評価額を調整していったのである。毎年の地目変更による均衡補正評価、さらにまた、町内の基幹道路改修による業態の急激な変動地区の均衡保持のための税法などによって、3年毎の基準年度において当該地区の宅地を主とする部分補正評価を53年まで続けてきたのである。

第4表 固定資産評価替年度別表

年度	項目	内容
三 七 年 度	事務機構の整備	税務課内に固定資産評価室を設置，専従職員を配置する。
	土地一覧表，図面の調整	松山地方事務局にて，字限図，及び，登記簿を複写。
	土地評価協力委員選任	各組1名，組員の互選により協力委員選任，総数127名。
	土地の状況類似地区区分	田は，地勢，土性，水利，畑は，地勢，土性，山林は，地勢，土層，林産物搬出の便，宅地は，道路，公共施設等の接近，家屋の疎密度，宅地利用上の便の共通している土地を1グループとして，町内の土地全筆を区分する。
	標準地の選定	状況類似地区毎に，標準地1筆を選定する。
	土地売買実例の調査	過去1か年の地目別売買実例による土地価額の調査
三 八 年 度	地目の認定	評価時現在の利用地目の現況を一筆毎に調査確認。
	土地評価	評価は，一筆毎に，経済，自然，災害の各条件を勘案して，点数をつける（評点数付設）方法を採用。 まず，さきに選定した標準地の正常価額を基礎に評点数を算定，これに状況類似地区内の全筆を比準評価して評点数を付設。評価額は，県の固定資産評価審議会が指示した1点単価を，各筆の評点数に乗じて算出し，全町内の価額の均衡調整を行う。
	償却資産評価	償却資産評価基準により，定率法で評価を行う。
三 九 年 度	家屋比準評価 (仮評価)	家屋の種類，規模，構造，経過年数別に類似家屋を区分，その中から，標準家屋を選出，標準家屋に新家屋評価基準を適用して再建築価額を算出，これに全家屋を比準評価する。
	新評価による課税	土地及び，償却資産は，新評価による課税標準額，家屋は，仮評価による額で39年度より課税する。
四 〇 年 度	家屋本評価開始	4月より評価補助員2名，係職員2名が2班を編成し，町内全家屋について，新評価基準（評点制）による評価替を始める。
	家屋本評価完了	6月（開始以来1年2ヶ月）全家屋7,500棟の評価を終り，新評価額を決定する。
四 一 年 度	家屋新評価による課税	41年度より家屋も新評価による課税標準額で課税し，ここに5年にわたる固定資産評価替の全事業を完了する。

42年度以降53年度までは，38年度評価額を基準として，42年度，45年度，48年度，51年度のそれぞれ基準年度を1.03倍から2.06倍し，その範囲で課税標準額を調整した。

なお，土地関係においては，地目変更，基幹道路開設による，一部業態の変化地区の部分評価，家屋については，新，増築分の評価のみにとどめている。

(4) 軽自動車税

昭和32年度まで、自転車、荷車税の税目で、普通の自転車（200円）、牛馬車（800円）、大車（400円）、リヤカー（200円）も課税されていたが、翌33年度の改正で、普通の自転車と荷車類が無税になった。これまで県税対象であった軽自動車が、町税になり、原動機付自転車と合せて、軽自動車税の税目ができる。

別表第5 軽自動車（課税分）の台数調べ

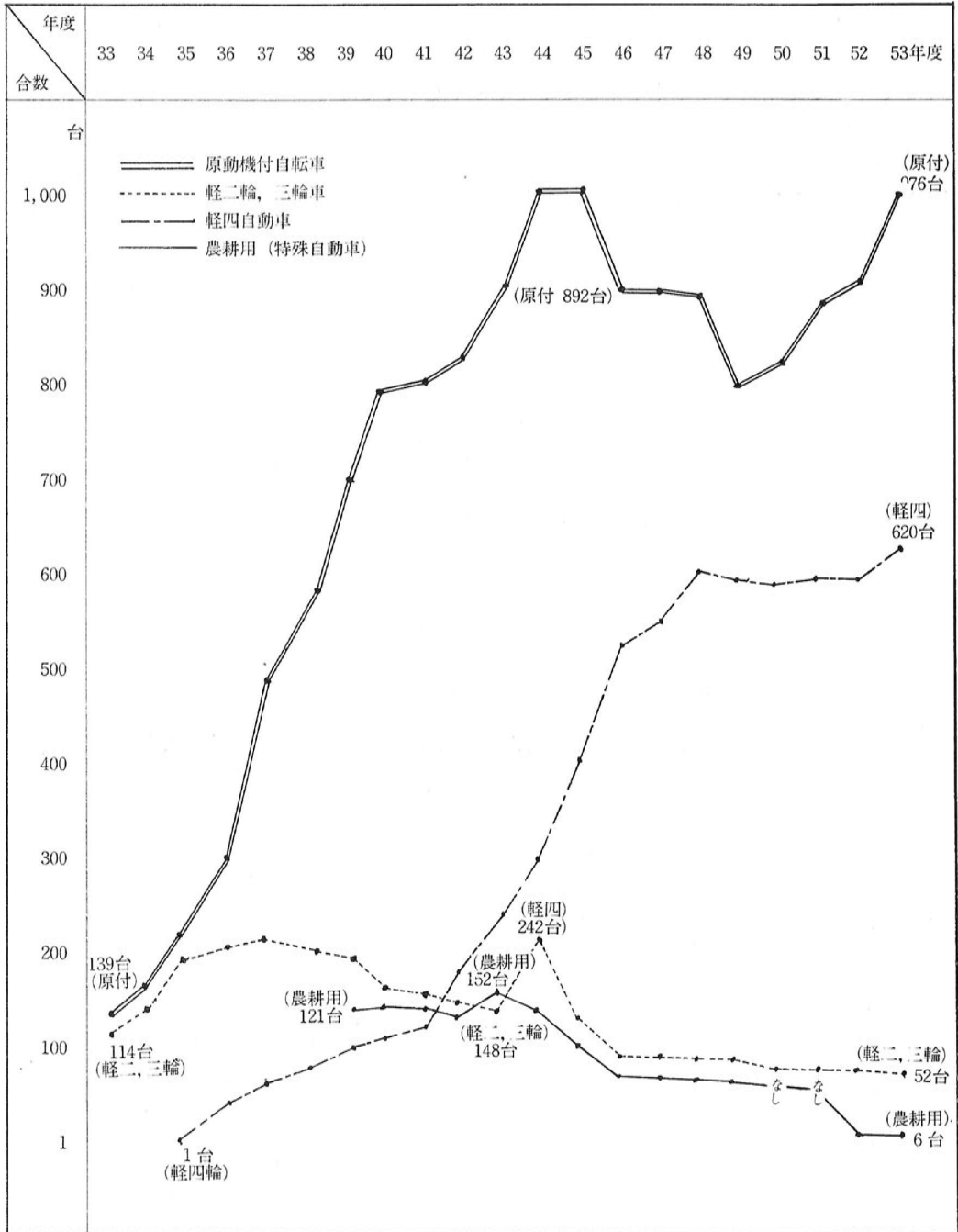
種別		年度											
		33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	
原動機付自転車	第1種 (0.05ℓ以下)	台 (500) 29	台 20	台 34	台 59	台 114	台 150	台 146	台 135	台 108	台 93	台 (500) 97	
	第2種の乙 (0.05ℓをこえ 0.09ℓ以下)	(800) 27	26	25	25	27	67	142	202	301	378	(800) 426	
	第2種の甲 (0.09ℓをこえるもの)	(1,000) 83	102	160	243	325	371	386	427	385	376	(1,000) 369	
軽自動車、及び、小型特殊自動車	二輪車	(1,500) 114	128	141	163	184	179	176	173	166	164	143	
	三輪車	6	(1,500) 9	(1,500) 16	(2,000) 24	25	22	17	11	6	5	(2,000) 4	
	四輪車	乗 用			(1,500) 1	(3,000) 9	(3,000) 15	(3,000) 17	(3,000) 18	(3,000) 22	(4,500) 29	(4,500) 47	(4,500) 68
		貨 物 用				(2,500) 5	23	32	49	62	102	117	(2,500) 174
	農 耕 用							(1,000) 123	151	161	155	(1,000) 152	
二輪の小型自動車	(2,500) 21	16	15	17	18	15	13	5	5	2	(2,500) —		
合 計		274	298	385	537	730	856	1,075	1,194	1,268	1,338	1,434	

34年以降の台数および税率は、第5表のとおりで、過去20年間に台数は約6倍、税金は約8.4倍になった。

種別		年度										
		44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	
原動機付自転車	第1種 (0.05ℓ以下)	台 117	台 134	台 165	台 243	台 269	台 287	台 312	台 (650) 366	台 416	台 505	
	第2種の乙 (0.05ℓをこえ 0.09ℓ以下)	467	480	444	405	387	361	367	(1,000) 353	342	326	
	第2種の甲 (0.09ℓをこえるもの)	405	375	272	235	206	181	167	(1,300) 150	145	145	
軽自動車、及び、小型特殊自動車	二輪車	(1,500) 133	107	88	81	74	64	52	(2,000) 47	37	38	
	三輪車	2										
	四輪車	乗 用	115	146	224	264	294	287	257	(5,300) 240	238	225
		貨 物 用	226	261	280	287	309	299	318	(3,300) 341	349	396
	農 耕 用	147	133	117	100	92	77	—	(1,300) —	5	6	
二輪の小型自動車	2	1	1	1	10	21	27	22	15	14		
合 計		1,616	1,639	1,591	1,616	1,641	1,577	1,500	1,519	1,547	1,655	

(注) 1. この台数は、各年度の4月1日現在のものである。  
 2. ( )内数字は税率で、単位は円、税率の空欄は33年度、43年度、51年度と同額。

別表第6 軽自動車台数、20年の推移



(注) 20年間の原動機付自転車の伸び率。7.02倍。

- 軽二輪、三輪車の減率 (-) 2.19倍 (減車) 原動機付自転車に切り替えのため、減。
- 農耕用特殊自動車の ◦ (-) 20.16倍 (減車) テーラー等、自然減。
- 軽四輪車の伸び率。 621倍 (維持、管理面で便利のため、今後も増加の見込み)

## (5) 国有資産等所在市町村交付金、及び、納付金

交付金は、国又は県が、納付金は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、(以下3公社という。)が、それぞれ久万町内で所有している固定資産(土地、家屋、償却資産)の価額に応じて、町へ納める金のことである。合併以来の額は、別表第23表のとおりである。37年度からの増加は、電々公社の無線中継所等の設備の拡大によるものが主であるが、他に国有林野の価額増などがある。

## (6) たばこ消費税、電気ガス税

たばこ消費税は、専売公社が、町内のたばこの売り上げ額に応じて町へ納める税金である。電気ガス税は、四国電力株式会社(以下四電)が、町内の電気使用者から徴収した電気料金に応じて、まとめて町へ納める税金のことである。合併以来の税額は、第23表のとおりで、20年間に、たばこ消費税が、約8.7倍になったのに対し、電気ガス税は、約4.6倍の伸びに止まっている。これは、電力需要の増加にまかせて課税した場合、国民経済に与える影響があまりにも大きいため、その点を考慮して電気ガス税の税率を引き下げ、その補てんをたばこ消費税に求めた結果である。なお、52年度から、電気税とガス税が分離され、久万町には、ガス税がなくなり、電気税のみとなった。

## (7) 木材引取税

この税は、木材の伐採、搬出による道路、橋梁等の損傷、及び、林野行政費などの事情から創設されている税である。合併以来の賦課徴収額は、第23表のとおりである。課税対象は、山元における素材の価額で、税率は $\frac{3}{100}$ となっている。最近では外材の輸入によって、国内生産材は不況の一途をたどっている。しかし、久万町の地場産業の育成の立場から、木材の振興策がとられ、林道の開設等、日夜努力が続けられている。木材引取税は、木材価額と伐採量の変動により税額が左右されるため、財源としては不安定な税目である。したがって合併以来20年間の税額の伸びは、わずか1.8倍にとどまっている状況である。

## (8) 国民健康保険税

久万町で、ただ一つの目的税である本税は、第21表のとおりである。税率、調定額とも年々上昇し、合併後最も伸び率の高い税金となった。その間、医療費の患者負担を全員5割から、38年10月、世帯主を3割にし、40年1月からは、全員を3割負担に引き下げて被保険者の負担軽減に努力してきた。現在各種の健康保険があるが、医療費と掛金(税金)の一番安いのは、昭和42年頃までは国民健康保険であった。しかし、近年医療費の増加は極めて激しく、昭和53年度は、合併時の11.0倍になり、目的税の性格上、税金もこれに近い引き上げを余義なくされたのである。税額の上昇割合は、町民税の13.3倍に次いで11.0倍の2番目となった。今後の保険税に対する国の取り組み方が、特に注目される場所である。

年度	34年度	37年度	38年度	40年度	42年度~ 47年度	48年度	49年度	52年度	備考
たばこ消費税	100分の11	100分の12	100分の13.4	100分の15	100分の18.1	100分の18.1	100分の18.1	100分の18.1	たばこ・電 気の対比
電気ガス税	100分の10	100分の10	100分の8	100分の7	100分の7	100分の6 (11月より)	100分の5 (1月より)	100分の5 電気・ガス分離	

I しあわせの基礎づくり

別表第7 国民健康保険税の推移

区分 年度	課税総額の構成割合								課税 限度割
	所得	資産	均等別	平等割	所得割	資産割	被保険者 均等割	世帯別 平等割	
33	旧久万町 25%	%	%	%	%	%	円	円	円
	25	30	20	51.37	13.85	117	370	30,000	
	旧川瀬村 15	35	15	53.49	21.11	140	327	30,000	
	旧父峰村 25	25	35	15	1.61	27.50	186	420	30,000
34	25	25	35	15	1.86	21.55	214	443	30,000
35	25	25	35	15	1.77	24.87	247	512	30,000
36	25	25	35	15	1.51	27.71	290	576	30,000
37	31	23	31	14	1.5	27.00	290	600	40,000
38	34	21	31	11	1.5	25.00	300	600	40,000
39	46	16	27	11	2.0	25.00	350	600	40,000
40	47	13	29	11	2.3	25.00	500	800	40,000
41	50	12	27	11	2.3	25.00	500	800	50,000
42	46	12	30	12	2.5	30.00	750	1,200	50,000
43	46	13	29	12	2.5	30.00	900	1,500	50,000
44	46	13	28	13	3.0	35.00	1,100	1,800	50,000
45	53	15	21	11	3.5	40.00	1,100	1,900	50,000
46	56	15	20	9	3.5	40.00	1,100	1,900	80,000
47	55	18	18	9	4.5	50.00	1,300	2,300	80,000
48	62	15	15	8	4.5	50.00	1,300	2,300	80,000
49	60	12	18	10	4.5	50.00	1,800	3,000	120,000
50	63	12	16	9	4.5	50.00	1,800	3,000	120,000
51	53	12	16	9	5.5	60.00	3,000	6,000	150,000
52	57	13	18	12	5.5	60.00	3,000	6,000	170,000
53	43	10	30	17	5.5	60.00	6,000	10,000	190,000

区分 年度	税 額						医療費 総 額	左の内 本 人 負 担 額
	調 定 額	収 入 額	未収額	収入率	平均一世帯 当たり課額	平均被保 険者一人 当りの額		
33	千円 22,066	千円 1,864	千円 202	% 90.2	円 1,682	円 377	千円	千円
	1,588	1,329	259	83.7	2,167	391	5,794	2,753
	1,407	1,386	21	98.5	2,760	524	4,562	1,815
34	7,311	6,394	917	87.5	2,937	600	27,747	13,012
35	8,317	7,388	929	88.8	3,336	695	33,281	15,463
36	9,246	8,589	657	92.9	3,724	805	39,302	18,846
37	9,791	9,248	543	94.5	4,044	900	37,416	17,874
38	9,372	9,002	370	96.1	3,913	894	44,748	20,023
39	12,177	11,563	614	95.0	5,208	1,234	51,749	19,706
40	15,486	14,916	570	96.3	6,638	1,616	64,854	19,291
41	15,084	14,563	521	96.5	6,457	1,617	78,808	23,526
42	20,924	20,258	666	96.8	9,019	2,323	88,514	26,102
43	23,008	22,544	464	98.0	10,021	2,673	110,329	32,464
44	28,567	28,082	485	98.3	12,590	3,506	134,627	32,874
45	32,375	31,994	381	98.8	14,344	4,100	134,627	39,394
46	32,181	31,987	194	99.4	14,220	4,268	152,071	44,666
47	38,349	37,991	358	99.07	17,013	5,234	181,530	48,510
48	44,375	44,040	335	99.25	20,198	6,369	210,704	35,953
49	54,308	53,915	393	99.28	25,401	8,145	307,917	54,923
50	55,639	55,343	296	99.47	25,890	8,430	393,948	77,733
51	28,511	78,099	412	99.48	36,568	12,148	483,067	94,754
52	80,295	79,867	428	99.47	38,036	12,893	487,821	97,664
53	103,139	102,108	1,031	99.00	48,422	16,989	542,759	162,827

(注) (1) 43年度は4月1日現在、42年度以前は、すべて年度末の数字である。  
 (2) 医療費総額の37年度が、36年度より少ないのは、38年1月の大雪で交通が途絶したためである。  
 (3) 53年度については、見込み額（当初予算額）である。  
 (4) 20年の比較をみると、医療費総額においては、19・56倍、本人負担額は12・51倍、調定額は、20・38倍となっている。これをみても、医療費は、年々漸増しており、したがって、本人負担も増大していることがわかる。今後の保険行政に対する国の対応策が注目される。

## (9) 納 税 組 合

納税思想の普及と納税成績の向上をはかる目的で、34年6月に制定された納税奨励条例により、旧町村にあった納税組織をそのまま吸収して、新しい納税組合（主に職域）を結成し発足した。34年以来の組合数、及び、納税成績は第22表のとおりで、年毎に向上し、過去20年間に完納組合数が3.4倍となり、納税奨励金の交付額は、6.1倍になった。

52年度の実績によると、総組合数132、内完納組合数は131もあり、ほとんど100%に近い納付率である。

## 別表第8 納 税 組 合 関 係 調 べ

## (1) 納税奨励金算定の基礎

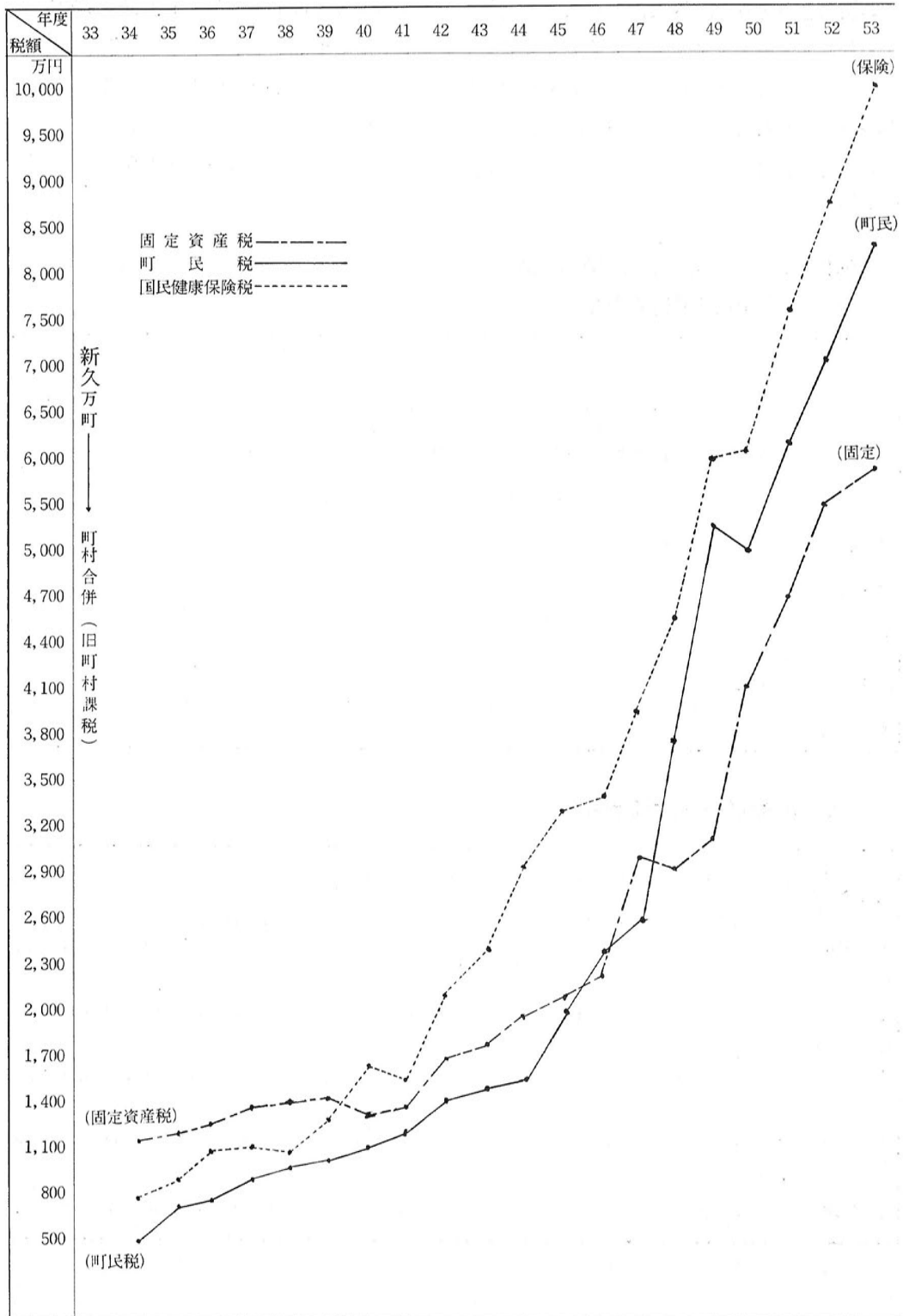
年 度	期 別	普 通 納 付					月 割 納 付		備 考
		成 績 割				税 額 割 (納期、納 付税額)	成 績 割	税 額 割	
		完 納	90%	80%	70%				
34年6月 条例制定時	上半期	各期	各期	各期	各期	%	普通納付の	%	
	下半期	50円	45円	40円	1円	5	各8割以内	3	
35年9月 改 正	上半期	100円	80円	60円	40円	3 %	〃	2 %	
	下半期								
38年9月 改 正	期別廃止 1ヶ年	200円	160円	120円	80円	3 %	廃 止	廃 止	

## (2) 納税奨励金交付額等調べ

年度 区分		34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
納 税 奨 励 金	成績別	153	323	382	443	470	409	432	444	456	469	482	513	509	514	502	501	501	499	491
	税額割	772	568	653	746	795	850	1,029	1,068	1,394	1,482	1,733	2,152	2,264	2,394	3,105	3,869	3,559	4,459	5,177
	計	925	891	1,035	1,189	1,265	1,259	1,461	1,151	1,850	1,951	2,215	2,665	2,773	2,908	3,607	4,370	4,100	4,958	5,668
納 税 組 合	総 数	組合 125	128	129	129	129	129	129	129	129	130	128	128	128	128	130	129	129	131	132
	完納数	組合 39	48	62	95	95	85	95	95	95	102	100	117	111	116	124	117	122	127	131



第9図 主要三税（町民税，固定資産税，保険税）の比較



第10表 町税賦課徴収実績調 (現年度分)

税目 年度	個人町民税			法人町民税			固定資産税			納付金及び交付金			経自動車税			特別土地保有税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
34	5,004	4,780	95.5	1,676	1,345	80.3	11,173	10,039	89.9	519	519	100	415	359	86.5			
35	7,426	6,436	86.7	1,711	1,697	99.2	11,264	10,298	91.4	574	574	100	519	471	90.8			
36	7,407	7,124	96.2	1,738	1,566	90.1	11,296	10,630	94.1	610	610	100	751	667	88.8			
37	9,312	9,038	97.1	2,522	2,345	91.9	11,582	11,023	95.2	1,392	1,392	100	950	864	90.9			
38	9,418	9,323	99.0	2,807	2,526	90.0	11,872	11,490	96.8	1,581	1,581	100	1,115	1,020	91.5			
39	9,758	9,489	97.2	2,750	2,567	93.3	12,785	12,182	95.3	1,746	1,746	100	1,223	1,153	94.3			
40	10,472	10,210	97.5	3,630	3,515	96.8	13,399	12,869	96.0	1,829	1,829	100	1,493	1,402	93.9			
41	12,882	12,039	93.5	3,046	2,882	93.1	12,944	12,676	97.9	1,985	1,985	100	1,542	1,511	98.0			
42	13,945	13,751	98.6	3,072	2,986	97.2	15,113	14,881	98.5	1,974	1,974	100	1,792	1,692	94.4			
43	14,179	13,993	98.7	3,090	2,899	93.8	16,345	16,093	98.5	2,151	2,151	100	2,009	1,960	97.6			
44	14,468	14,356	99.2	3,220	3,105	96.4	18,012	17,675	98.1	2,085	2,085	100	2,326	1,960	97.6			
45	18,764	18,681	99.6	4,681	4,668	99.7	20,399	20,219	99.1	2,562	2,562	100	2,504	2,493	99.6			
46	24,344	23,884	98.1	5,203	5,185	99.7	22,406	22,043	98.4	2,992	2,992	100	2,777	2,750	99.0			
47	25,150	24,652	98.3	6,914	6,850	99.1	29,084	28,402	97.8	3,154	3,154	100	2,994	2,952	98.9			
48	38,495	38,305	99.5	8,512	8,267	97.1	27,527	26,163	95.0	3,261	3,261	100	3,047	3,006	98.6			
49	51,790	50,618	97.7	9,635	9,618	99.8	29,910	28,008	93.6	3,698	3,698	100	2,891	2,842	98.3	10,366	10,366	100
50	48,685	48,322	97.3	8,074	8,067	99.9	40,341	39,076	96.8	4,191	4,191	100	2,749	2,736	99.6	6,350	6,350	100
51	56,992	55,299	99.3	7,812	7,780	99.6	46,233	45,163	97.7	4,771	4,771	100	3,500	3,490	99.7	5,692	2,417	42.5
52	66,315	64,923	97.9	11,126	11,113	99.9	52,676	50,825	96.5	5,020	5,020	100	3,504	3,499	99.9	5,649	5,649	100
34-52 比率	13.3倍			6.6倍			4.7倍			9.7倍			8.4倍					

税目 年度	たばこ消費税			電気ガス税			木材引取税			国民健康保険税			合計					
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率			
34	3,284	3,284	100	2,199	2,199	100	2,643	1,434	54.3	7,311	6,394	87.5	34,224	30,353	88.7			
35	3,342	3,342	100	2,375	2,375	100	3,107	2,434	78.3	8,317	7,388	88.8	38,635	35,015	90.6			
36	3,791	3,791	100	2,736	2,736	100	3,213	2,785	86.7	9,246	8,589	92.9	40,788	38,498	94.4			
37	5,039	5,039	100	2,542	2,542	100	2,092	1,025	49.0	9,791	9,248	94.5	45,252	42,516	94.0			
38	6,105	6,105	100	2,760	2,760	100	3,606	2,642	73.3	9,372	9,002	96.1	48,636	46,449	95.5			
39	7,252	7,252	100	2,775	2,775	100	4,344	3,031	69.8	12,177	11,563	95.0	54,810	51,758	94.4			
40	7,542	7,542	100	3,012	3,012	100	3,417	2,204	64.5	15,486	14,916	96.3	60,280	57,499	94.4			
41	7,851	7,851	100	3,244	3,244	100	5,375	4,299	80.0	15,084	14,563	96.5	64,003	61,050	95.4			
42	10,502	10,502	100	3,167	3,167	100	3,989	3,722	93.3	20,924	20,258	96.8	74,478	72,933	97.9			
43	10,689	10,689	100	3,515	3,515	100	2,906	2,803	96.5	23,008	22,544	98.0	77,892	76,647	98.4			
44	12,411	12,411	100	4,091	4,091	100	4,691	4,438	94.6	28,567	28,082	98.2	89,871	87,554	97.4			
45	12,802	12,802	100	4,547	4,547	100	5,464	5,113	93.6	32,375	31,994	98.8	104,098	103,079	99.0			
46	14,452	14,452	100	4,918	4,918	100	2,764	2,677	96.9	33,674	32,169	95.5	113,530	111,070	97.8			
47	14,583	14,583	100	5,597	5,597	100	5,111	4,210	82.3	39,809	38,348	96.3	132,396	128,748	97.2			
48	15,966	15,966	100	5,877	5,877	100	3,437	3,370	98.0	44,375	44,040	99.2	150,497	148,255	98.5			
49	16,914	16,914	100	7,084	7,084	100	4,563	4,377	95.9	54,308	53,914	99.3	191,159	187,439	98.1			
50	17,975	17,975	100	7,132	7,132	100	3,586	2,936	81.9	55,638	55,342	99.5	194,721	192,127	98.7			
51	19,436	19,436	100	8,665	8,665	100	4,325	4,156	96.1	78,510	78,099	99.5	235,936	229,276	97.2			
52	28,479	28,479	100	10,014	10,014	100	4,824	4,737	98.2	80,294	79,867	99.5	267,901	264,126	98.6			
34-52 比率	8.7倍			4.6倍			1.8倍			11.0倍			7.8倍					

I しあわせの基礎づくり

(町村合併20年)年度別一般会計に対する町税比率,並びに,住民一世帯,一人当たり平均割額調査

年度	町一般会計 歳入決算額	町 税 収 入 額	左の決算 に対する 町税比率	町人口に (当該 年度)	町世帯 数(当 該年度)	町税一 人当 たり平 均額	町税一 世帯当 たり平 均額	町一般会 計歳入 町民一 人当 たり割 額	町一般会 計歳入 町民一 世帯当 たり割 額	備 考
34	91,233	29,251	32.06	14,860	3,260	1,968	8,972	6,139	27,985	町村合併 初年度
35	117,484	30,088	25.61	14,788	3,260	2,034	9,229	7,944	36,038	町 税 調 整 期
36	269,617	32,793	12.16	14,174	3,254	2,265	10,077	18,622	82,857	新町建設 計画 期
37	217,183	34,816	16.03	14,174	3,314	2,456	10,505	15,332	65,535	〃
38	207,048	39,521	19.09	13,933	3,261	2,836	12,119	14,860	63,492	〃
39	190,320	41,727	21.92	13,499	3,274	3,091	12,744	14,098	58,130	〃
40	248,045	44,791	18.06	13,010	3,275	3,442	13,676	19,065	75,738	〃
41	309,258	48,222	15.59	12,699	3,314	3,797	14,551	24,352	93,313	〃
42	318,679	54,405	17.07	12,170	3,259	4,470	16,693	26,185	97,784	〃
43	413,553	55,403	13.40	11,825	3,224	4,685	17,184	34,972	128,273	高度経済 成長 期
44	443,638	61,335	12.83	11,399	3,123	5,380	19,639	38,919	142,055	〃
45	514,139	71,972	14.00	11,065	3,067	6,504	23,466	46,465	167,635	〃
46	560,255	79,272	14.15	10,719	3,075	7,395	25,779	52,267	182,196	〃
47	753,758	87,251	11.58	10,440	3,029	8,357	28,805	72,199	248,847	〃
48	922,899	106,967	11.59	10,254	3,015	10,431	35,478	90,003	306,102	オイル シ ョ ッ ク 期
49	1,111,875	135,481	12.18	9,990	3,007	13,561	45,055	111,298	369,762	不況 期
50	1,292,509	139,209	10.77	9,884	3,021	14,084	46,080	130,767	427,841	〃
51	1,706,454	152,297	8.92	9,726	2,998	15,658	50,799	175,452	569,197	〃
52	1,966,214	182,441	9.28	9,622	3,002	18,960	60,773	204,345	654,968	決算見込
53	1,982,737	175,400	8.85	9,554	3,010	18,358	58,272	207,529	658,716	当初予算
平均	681,844	80,000	11.75	11,904	3,152	6,731	25,422	57,278	216,321	20年間の 平均額

## 9. 新しい町づくり計画と実績

### (1) 新町建設計画（昭和36年）

石鎚山系の緑に恵まれた自然環境，豊かな生産と明るい生活環境，温かい人々の触れ合いと連帯，文化のかおりに満ちた高原の町——住むなら久万町。

こんな町にしたいというのが，久万町合併のねらいであり，また願いでもあった。しかし，新町建設の道は厳しく，前途は必ずしも楽観を許さなかった。条例の制定，組織機構などの体制づくり，合併条件の整備等，大きな課題が山積された中でのスタートであった。

このような問題に適切に対応する一方，町の将来の発展の方向を求めて，すべての住民が一町一心となり，仕事，暮らし，憩いの調和した活力と連帯に満ちた町づくりのための長期計画の策定を行った。それが，新町建設計画であった。

この計画は，合併後の新しい久万町の方向づけと，それを達成するための基本方針を打ち出したものである。

計画は，すべて実状に合ったものでなければならない。この計画を立てるに当たって，まず町全体の実態を把握することから始められた。産業・経済・教育・文化・福祉・保健・財政等から，自然的，社会的条件に至るまで，綿密な調査を実施した。

この調査の結果を資料として，「健康にして文化的な生活を営む町」の建設を基本目標とした，新町建設計画が立てられたのである。時に昭和36年3月であった。

計画の基本的な骨子は，次のとおりである。

- ① 各種産業部門における所得の増大を図るための基本条件と経済条件の改善。
- ② 各種産業の基盤の拡大を図るための道路・水路・交通・通信施設の整備。
- ③ 教育・文化の向上と，衣・食・住の改善と生活の安定。
- ④ 過剰人口問題の解消と所得の増大。
- ⑤ 地域経済団体の整備強化と一本化の確立。
- ⑥ 行政機構の改善と事務能率の向上化，及び投資的経費の増大。

以上のような基本方針のもとに，さらに具体的な諸計画をたて，それらを総合的，有機的に結びつけて，新しい町づくりが進められてきた。

### (2) 久万町企画審議会（昭和46年8月）

合併以後進められてきた町政の歩みについて，反省・検討するとともに，今後の新しい町政の方向について，具体的な意見を提示することを目的として，昭和46年8月に，町長の諮問機関として久万町企画審議会が設けられた。

同年8月31日，第1回の会合を持ち，以後6回にわたる審議の結果，「久万町企画審議会報告書」をまとめて，町長に答申した。

答申では，上浮穴郡の中心拠点としての久万町が有している独自の風土条件を強調し，レジ

## Ⅰしあわせの基礎づくり

ャー・スポーツ・各種研修会・文化的諸行事など、県都松山市が従来果たしてきた機能の一部を、久万町が分担すべき条件が熟していると述べている。さらに、久万林業、観光資源の有利性をいかに発揮・進展させるかが課題だとし、そのための新しいアイデアと技術革新、全町的な体制づくりの必要が強調されている。

また、過疎化に対応した生活環境の条件整備の立ちおくれを指摘し、

① 町政は、都市機能の充実を重点課題とする。

② 住民自らによる新しい郷土づくり運動を組織する。

ことなどを基本視点にして、積極的な諸施策を求めている。

具体的な方向として、次のような提言がおこなわれた。

短 期 対 策	中 ・ 長 期 対 策
① 総合グラウンドの建設	① 町内土地利用将来構想図の策定
② 自然保護条例の制定	② 久万町民デーの設定
③ 新しい産業分野の開発	③ 特性をもったリクリエーションゾーンの建設
④ 老人の生きがい対策	④ 商店街と国道との連絡道路の新設
⑤ 後継者育成対策	⑤ 部落組織の再編成
⑥ 商店街に駐車場の新設	⑥ 水資源の確保

答申の趣旨と提案事項は、その後、町政の中に生かされ、現在、そのほとんどが実現されている。実現に至っていないものについては、今なお研究中であり、実現すべく努力が積み重ねられている。審議会委員は、次のとおりであった。

愛 媛 大 学	岩 谷 三 四 郎	久 万 中 学 校	土 居 正 一
久 万 町 議 会	石 丸 亨	久 万 農 業 協 同 組 合	土 居 寛
〃	曾 我 定 之	久 万 町 森 林 組 合	竹 内 友 長
〃	加 藤 学	久 万 町 商 工 会	水 谷 清 一
〃	西 岡 忠 義	久 万 町 役 場	大 野 美 奈 夫
〃	正 岡 豊	〃	川 崎 博 規
〃	上 岡 義 幸	〃	渡 部 鬼 子 雄
愛 媛 新 聞 社	樋 口 正 俊	久 万 町 教 育 委 員 会	小 椋 秀 雄
上 浮 穴 高 校	安 宅 清		

### (3) 久万町振興計画 (昭和47年)

この計画は、わが国の社会経済が、めまぐるしく変化していく中で、1万町民の生きがいというおいを求めて、活力に満ちた新しい町づくりの方向を探り、産業・経済・福祉・保健・教育・文化等住民生活をとるべく諸条件の整備をめざして策定されたものである。なお、この振

興計画は、昭和47年度から昭和56年度までの10年間を目途とした長期総合計画でもある。

この計画は、①基本構想、②基本計画、③実施計画の三点を中心にして構成されたものである。まず、久万町の望ましい将来像を描き、これを達成するために必要な施策の大綱と、各部門毎の根幹事業の計画、さらに、実施年次計画が細かく定められている。地方自治法の規定に基づいて、久万町振興計画審議会に諮り、検討が加えられた後、昭和47年12月20日、議会の承認

をうけて決定したものである。

この計画では、これからの新しい町づくりの基本的な大綱として、

- ① 働きがいのある町づくり
- ② 住みよい町づくり
- ③ 文化の香り高い町づくり

の3本の柱を立てている。また、これを進めていくための施策の基本方針と内容も定めている。実施計画は、急激な社会の変化や地域情勢の変ぼうに対処して、修正していくことができるようになっている。重点的な施策の内容は、次のとおりである。

目標	区 分	内 容
① 住 み よ い 町 づ く り	1. 生活圏域の設定	○基盤集落圏の設定 ○単位集落の設定
	2. 自然保護と安全 対策	○全町公園化計画の推進 ○自然破壊防止対策の樹立 ○広域化による常備消防体制の整備 ○砂防、治山、治水対策の確立
	3. 生活環境整備	○水資源の開発 ○公園、キャンプ場等の整備 ○住宅、上、下水道施設の整備 ○清掃施設、火葬場、じん茶焼却場整備 ○地方改善事業の推進
	4. 社会福祉対策	○老人憩いの家建設 ○保育所、遊園地、広場等の整備 ○民間福祉事業の推進
	5. 保健医療の向上	○町立病院の整備充実と医療機関の提携による予防活動の推進 ○成人病予防対策

目標	内 容	区 分	目標	内 容	区 分
② 働 き が い の あ る 町 づ く り	1. 土地利用計画	○地帯別土地利用区分の設定と優良農地の確保 ○農地基盤整備事業の推進 ○国土調査事業の推進と土地制度確立 ○都市計画指定、土地開発公社設立	③ 文 化 の 香 り 高 い 町 づ く り	1. 教育文化施設の 整備と振興対策	○学校統合と関係施設の整備 ○町民館、体育館の建設 ○運動公園の建設と施設の整備 ○幼児教育の推進 ○幼稚園、学校、公民館の整備充実 ○各対象別学習体制の確立
	2. 交通・通信網の 整備	○主要地方道の複線化促進 ○生活道の改良と舗装 ○テレビ難視聴の解消 ○電話の増設(1戸1台) ○過疎バス対策の樹立		2. 文化の振興	○ふるさとの再発見 ○文化活動への参加促進 ○文化財保護、愛護精神の徹底 ○芸術文化団体の育成
	3. 産業振興対策	○自然休養村事業の推進と観光開発 ○主要作目の団地化と生産の組織化 ○都市近郊農業の導入 ○集出荷センターの設置 ○農村工業の導入 ○林業労務者確保対策 ○農林道の開設促進 ○林業技術体系の普及 ○長期計画による研究林試験林設定 ○商店街の再編成と駐車場設置		3. 行財政の近代化	○広域行政の推進と健全財政の確立 ○町有林の効率的経営と地域産業への貢献 ○行政事務の近代化と職員の資質の向上 ○広報、公聴活動の充実

## 久万町振興基本計画策定審議会委員名簿

氏名	所属	氏名	所属	氏名	所属
西岡 忠義	久万町議会	曾我 定之	久万町議会	大野 好高	久万町農業委員会
石丸 亨	〃	正岡 豊	〃	小田 慶孝	久万中学校
上岡 義幸	〃	土居 寛	久万農業協同組合	小倉 清	久万町教育委員会
小倉 清澄	〃	段之上 明	久万町森林組合		
加藤 学	〃	水谷 清一	久万町商工会		

## (4) 広域市町村圏計画

経済の発展にともない、都市はもとより農山村においても、住民の生活水準は急速に向上し生活環境の充実向上のために公共施設の整備の必要性がますます増大してきた。また、交通・通信手段の発達、特にモータリゼーションの普及により、住民の日常生活の場は、市町村単位の行政区域を越えて広域化してきている。

このような情勢に対応しながら、多様な住民要望に適切にこたえ、行政の効率的な運営をはかる必要から、日常社会生活圏域を一つの単位とした広域的施設整備が強く求められるようになった。国は、昭和45年、自治事務次官通達により、広域市町村圏振興措置要綱を示し、それぞれの圏域において、関係市町村の統一的意思のもとに、住民の豊かな生活と福祉の向上を目標とした長期の広域的な振興計画の策定を指導してきた。

愛媛県においては、このような指導に基づき、県内を六つの圏域に分けて、その圏域の特性と今後の発展方向を見定めながら、住民生活に密着した広域行政計画を推し進めている。

久万町は、昭和47年2月に結成された松山市を中心とした3市（松山市・北条市・伊予市）9町（川内町・重信町・中島町・松前町・砥部町・中山町・双海町・久万町・小田町）、4村（広田村・面河村・美川村・柳谷村）で構成している「松山地区広域市町村圏協議会」に属している。また、上浮穴郡は、松山地区圏の2次圏域に入っており、郡内5か町村は、広域的行政事務、及び、住民サービスの向上につとめている。

なお、この計画を策定してから後の社会・経済情勢、及び、住民意識の変化をうけて、これまでの実績に基づきながら見直しをすすめ、昭和52年3月、計画の改定をおこなった。

現在までの、久万町関係の広域圏事業の主なものは、次のとおりである。

事業区分	事業内容	事業主体	実施年度	事業費	備考
特別養護老人ホーム	鉄筋コンクリート 5,901㎡	3市9町4村		千円 653,760	
し尿処理施設	日量25kg	久万町・面河村・美川村・柳谷村・小田町	50	303,147	一部事務組合で管理運営
廃棄物処理施設	破砕日量5t 圧縮日量5t	〃	49	7,000	〃
老人いこいの家	鉄筋コンクリート 2F 368.76㎡	〃	49	54,650	久万町で管理運営
広域消防施設	鉄筋コンクリート 2F 431.11㎡	〃	52	48,000	一部事務組合で管理運営



このほか、地方公社として、郡内5か町村の共同出資によって、上浮穴土地開発公社が昭和48年6月20日に設立されている。

火葬場施設については、現在研究が進められている。

#### 松山圏域における久万町の位置づけ

久万町は、県都松山市から車で1時間の至近距離にあり、四国の軽井沢とも呼ばれているように、高原の自然景観に恵まれており、観光・レクリエーション地としての発展が期待されている。産業面では、農業、及び、林業が中心となっている。いずれにしても久万町は、山岳高原地帯における中心地としての役割を受け持っているわけである。

#### (5) 過疎振興対策事業

昭和30年代後半からの、経済の高度成長にともなう激しい人口移動は、都市地域の過密化をもたらした。同時に、農村地域の過疎化現象を生み、深刻な社会問題を引き起こした。過密・過疎対策が、行政における重要な課題となったわけである。

国は、過疎地域の振興をはかるため、昭和45年、過疎地域対策緊急措置法を制定し、財政・金融上の特別な措置を講じた。現在までに、全国で1,093の市町村がその適用を受け、それぞれ過疎対策事業を実施している。

久万町が、この過疎法の指定を受けたのは、昭和45年5月1日である。久万町は、それ以来久万町過疎振興計画に基づいて、それぞれの地域の特性に即しながら、地域の生活環境と生産基盤の整備を重点的に行ってきた。

昭和49年までに前期計画が終了し、昭和50年からは、後期計画によって事業を進めているが現在までの実績は別表のとおりである。

この間の投資総額は、約38億円であり、その構成は、交通・通信体系31.6%、教育文化施設11.0%、生活環境、医療関係28.2%、農林水産業、その他の産業関係28.4%、その他0.8%となっている。

久万町は、過疎によって切実、且つ、多様な問題をかかえていたが、その問題解決のために道路をはじめ、生活環境や産業基盤の整備に努めた結果、それぞれの分野において、当初の計画を上回る実績と効果をあげることができた。

しかしながら、鈍化してきているとはいえ、依然として人口減少は続いており、まだまだ、たくさん解決しなければならない問題がある。特に人口の高齢化率が年々高くなっているだけに、今後、ますます増加する高齢者の生きがい対策を検討し、実施しなければならない。また若い人達が定着できるような産業の振興策も講じなければならない。さらに、安全・便利・快適なコミュニティづくり、あるいは、高原の立地性を生かした商工業対策・観光レクリエーション開発など、生きがいとうるおいのある町づくりへの課題は多い。

Iしあわせの基礎づくり

過疎対策事業の実績（昭45～52年度）

（単位千円）

区 分	前 期 計 画					後 期 計 画				
	昭 45	昭 46	昭 47	昭 48	昭 49	昭 50	昭 51	昭 52	合 計	構成比
交通通信体系の整備	40,953	49,619	96,451	97,502	97,115	225,411	256,059	346,134	1,209,244	31.6%
教育文化施設の整備	—	11,170	93,223	98,139	8,469	40,400	91,467	77,494	420,389	11.0
生活環境施設等の整備 及び医療の確保	2,726	21,083	60,624	155,704	512,193	76,395	163,309	85,583	1,077,617	28.2
産 業 の 振 興	38,674	—	51,710	97,739	44,530	197,810	232,649	421,760	1,084,872	28.4
そ の 他	—	—	—	—	28,734	—	—	—	28,734	0.8
合 計	82,353	81,872	302,008	449,084	691,068	540,016	743,484	930,971	3,820,856	100.0

(6) 山村振興特別対策事業

山村振興法は、山村に住む人たちの所得を高め、生活環境の向上をはかることによって、都市との生活の格差を解決しようという目的で制定されたものである。この山村振興法が成立したのは、昭和40年である。

久万町においては、昭和45年に川瀬、及び、父二峰地区が、同法による振興山村の指定をうけ、昭和46年度から49年度までの間に、第一期特別対策事業を行った。そして、昭和53年度からは、第二期特別対策事業を始めている。その実績と計画は、次のとおりである。

第一期特別対策事業の実績（昭和46～49）

事業区分	事業種目	受益範囲		施行場所	事業主体	事業量	事業費	負 担 区 分				
		戸数	面積					国庫補助金	県費補助金	市町村費	その他	
生産基盤整備	農道	6	3.9	久保の前	久万町	L=454.6m W= 3.5	千円 6,967	千円 3,483	千円 1,393	千円 696	千円 1,395	
	〃	6	3.8	森田	〃	L=392.0 W= 3.5	5,034	2,517	1,006	503	1,008	
	〃	5	8.0	岩川	〃	L=500.0 W= 3.5	7,000	3,500	1,400	700	1,400	
	〃	20	7.0	明杖	〃	L=360.0 W= 3.5	4,855	2,427	971	486	971	
小計		38	22.7			L=1,706.6	23,856	11,927	4,770	2,385	4,774	
経営近代化	野菜集荷場	200	37.0	東国	久万農協	鉄骨平屋建 803.52㎡	16,707	7,242	—	1,448	8,017	
小計		200	37.0			1棟	16,707	7,242	—	1,448	8,017	
合計		238	59.7			L=1,706.6 1棟	40,563	19,169	4,770	3,833	12,791	

## 第二期特別対策事業の計画（昭和53～56）

事業区分	事業種目	受益範囲		旅行 箇所数	事業主体	事業量	事業費	負担区分				
		戸数	面積					国庫補助金	県費補助金	市町村費	その他	
生産基盤	ほ場整備	20	2.6	1	久万農協	2.6	24,000	12,000	4,800	—	7,200	
整備	農道	41	17.7	3	久万町	L=500.0m W=3.5~4.0	56,000	28,000	11,200	8,400	8,400	
経営近代化	農林業基盤 整備用機械	270	163.0	1	〃	ドーザショベル パワーショベル 格納庫1棟	20,000	10,000	—	10,000		
施設	近代化施設	270	110.0	1		建物1棟	24,881	12,440	—	—	12,441	
生活環境	簡易給水 施設	19	47人	1	久万町	給水施設一式	6,500	3,250	—	1,350	1,900	
整備	生活改善 施設	20	78人	1	〃	木造平屋建1棟 119.13㎡	7,500	3,750	—	750	3,000	
合計		640					138,881	69,440	16,000	20,500	32,941	

## (7) 地域振興事業等の実績

この事業は、市町村が地域のコミュニティ施設、及び、生活環境、産業基盤の整備を促進し、住民の生活向上と福祉の増進をはかることを目的として行う事業に対し、県が単独で行う補助融資制度である。昭和36年度から、久万町が実施した事業の実績は、次のとおりである。

(単位千円)

区分	年度	昭和36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	計	
道路橋梁整備							16,990	6,839	10,083		11,990	8,000	3,000		11,812	9,680	2,154	14,110	94,658	
速たん地区小規模舗装													3,000	5,230	5,789	5,193	6,660	3,890	29,762	
消防施設													1,520	800	785	540	550		4,195	
簡易給水施設		2,911	1,162			1,141		923			1,925								8,062	
有線放送整備		2,900	2,781										800	500		1,856	750		9,587	
集会所整備								5,258			4,100	3,867				608	7,570	1,008	22,411	
保育所整備	220											3,000							3,220	
公営駐車場													4,000						4,000	
住民リクレーション施設														590				609	1,199	
林産物流通施設													3,000						3,000	
じん芥処理収集車										1,485									4,176	5,661
へき地保健医療整備								1,280											1,200	2,480
都市排水路整備																		5,020		5,020
計		220	5,811	3,943		1,141	16,990	14,300	10,083	1,485	18,015	14,867	15,320	7,120	18,386	17,877	22,704	24,993	193,255	

## (8) コミュニティ施設整備事業の実績

## テレビジョン難視聴対策

昭和42年3月25日に、久万テレビジョン中継放送局が、そして、同年12月17日に美川テレビジョン中継放送局が、NHK・民間放送局の尽力によって開局した。

難視聴世帯が大半を占める当地方にとって、まさに福音ともいべき大事業であった。久万局については、中継所への取り付け道路の開設等の問題もあって、久万町も積極的に行政的援

## I しあわせの基礎づくり

助を果たした。

この中継所の開局によって難視聴世帯は大幅に減少したが、しかしながら、周囲を山で囲まれ、人家が谷間に点在する当地方のような立地条件の下では、まだ相当数の難視聴世帯が残った。このため、NHKによる共同受信施設の設置が、積極的に推し進められた。また、零細規模の地区については、県のコミュニティ施設整備事業の導入を図った。さらに、今年度になって、大字菅生地区の中心部を対象に、ミニサテライト局（極微小無線局）がNHKの手によって誕生した。このように、難視聴対策は、手をゆるめることなく続けられているのである。

なお、これらの施設建設に要する費用は、NHK等の事業主体の負担のほかに、一定額を受益者が負担し、不足額を町が出すとといった方法をとってきた。

現在、テレビジョンは、生活必需品として「なくてはならないもの」であるが、特に久万町の場合は、冬の期間が長い等の理由もあって、その需要には根強いものがある。今後、さらに通信技術は高度化していくであろう。例えば、通信人工衛星からの受信の実用化と普及が、将来実現するにちがいない。それまでの対策として、できるだけ早い時期に久万町の難視聴地区がゼロになるように努めていきたいものである。

久万町テレビジョン難視聴対策施設一覧表

施設 の 名 称	所 在 地	受益戸数	建設年度	事 業 名
二名テレビ共同受信施設組合	久万町大字二名	211	昭和 44 (1969)	NHKテレビジョン 難視聴対策事業
下直瀬	〃 直瀬	64	45 (1970)	〃
皿木	〃 東明神	11	46 (1971)	〃
下畑野川	〃 下畑野川	190	47 (1972) 51 (増設) (1976)	〃
橋詰	〃 露峰	19	48 (1973)	〃
嵯峨山	〃 下畑野川	26	50 (1975)	〃
上畑野川	〃 上畑野川	58	51 (1976)	〃
栄谷	〃 西明神	57	52 (1977)	〃
遅越	〃 上畑野川	7	52 (1977)	愛媛県コミュニティ 施設整備事業
柳井	〃 下畑野川	14	52 (1977)	NHKテレビジョン 難視聴対策事業
久万菅生テレビ局	〃 菅生	110	53 (1978)	〃
合 計	11 地区	767		

## テレビジョン保有台数

(各郵便局調べ)

地 区	年 度	総保有台数	白黒テレビ	カラーテレビ
久 万	昭和48	1,362台	789台	573台
	〃 53	1,455	155	1,300
畑 野 川	〃 48	310	209	101
	〃 53	329	59	270
直 瀬	〃 48	283	180	103
	〃 53	279	57	222
父 二 峰	〃 48	363	210	153
	〃 53	353	40	313
合 計	〃 48	2,318	1,388	930
	〃 53	2,416	311	2,105

注) 48年度 (1973) 11月30日現在  
53年度 (1978) 4月1日現在

## 集 会 所 建 設

久万町内には古くから公会堂、あるいは、会堂と呼ばれる集会施設があり、それらは、小地域での集会の場としての機能を果たしている。さらに、人間関係の醸成、研修などの場としても役立っているわけである。その施設数は、52にも及び、中には明治時代に建築され、今日に至っているものもある。

第二次世界大戦後は、青年団の集会所づくりに端を発した公民館が各地域で次々に建設された。町内の公民館総数は、11館で他町村には類例のないほどの数である。

行政施策としての集会施設も、町民館（コミュニティセンター）のような全町的な施設を含めていくつか建設されてきた。今後の課題は、古い集会施設の改築である。集落の再編成の検討も含めて、施設の適正な配置を考えねばならない時期がきていると思われる。

集会施設に対する事業費の補助には、いろいろな種類があるが、愛媛県コミュニティ施設整備事業の中に集会所整備事業がある。したがって、小規模の集会所を整備する場合は、補助の適用を受けることができる。

現行の補助率は、町費の継ぎ足しも含めて補助対象額の60%以内である。

なお、公民館などの町有施設については、前記コミュニティ施設整備事業によって「陽だまりの部屋」を設け、テレビなどの備品を設置している。

集会施設一覽表

(昭和52年10月1日現在)

施設の名称	建築面積	受益戸数	建築年度	事業名	施設の名称	建築面積	受益戸数	建築年度	事業名
樅の木組会堂	59.62m <sup>2</sup>	11戸	昭和10	単 独	曙町二組会堂	47.70	64	昭和41	単 独
高山組々	54.40	18	〃10	〃	曙町三組々	99.00	78	〃41	〃
横通組々	86.84	39	〃4	〃	春日台組々	77.76	115	〃52	公営住宅事業
野地組々	94.63	31	〃20	〃	小計 27施設	753.93	574		
中組々	230.17	51	〃23	〃	西河之内組会堂	66.02	22	昭和32	単 独
本組々	63.82	69	〃10	〃	西明杖組々	49.50	41	〃18	〃
小皿木組々	26.80	22	〃28	〃	宝作組々	30.77	13	〃33	〃
皿木組々	46.82	11	〃10	〃	岩川組々	48.12	36	〃22	〃
栄谷組々	31.49	21	大正11	〃	上下西の浦組々	47.14	41	〃30	〃
横ノ川組々	24.00	13	昭和10	〃	上田組々	64.71	33	〃25	〃
新開組々	55.10	27	〃5	〃	中村組々	49.93	27	〃24	〃
日ノ地組々	26.80	27	〃10	〃	柳井組々	41.00	17	明治44	〃
古町組々	32.09	61	〃30	〃	嵯峨山組々	57.00	16	昭和25	〃
辻上組々	91.08	86	〃34	〃	上狩場組々	33.15	20	大正10	〃
上野尻組々	109.50	213	〃42	愛媛県低開発 地域振興事業	房代野組々	23.10	10	〃10	〃
下野尻組々	41.90	27	〃25	単 独	永子組々	62.81	34	〃5	〃
槻ノ沢組々	41.15	16	〃25	〃	仲組々	113.85	44	昭和15	〃
北村組々	52.31	31	〃25	〃	段組々	135.47	55	〃46	愛媛県低開発 地域振興事業
中組々	74.42	101	〃8	〃	下組々	80.26	113	〃10	単 独
中通組々	54.92	61	〃33	愛媛県コミュニティ 施設整備事業	小計 15施設	1,992.64	1,386		
宮の前組々	86.81	30	〃32	〃	瀬戸組々	17.40	5	昭和30	単 独
中野村組々	112.51	35	〃51	愛媛県コミュニティ 施設整備事業	富重組々	28.00	10	〃25	〃
横谷組々	92.40	16	〃10	単 独	帯石組々	23.30	20	〃25	〃
曙町一組々	56.10	43	〃41	〃	中条組々	15.60	13	大正2	〃

施設の名称	建築面積	受益戸数	建築年度	事業名	施設の名称	建築面積	受益戸数	建築年度	事業名
黒沢組会堂	66.41	17	昭和23	単 独	上畑野川公民館	198.00	153	昭和25	単 独 (建て替え)
永久組々	152.46	26	〃45	愛媛県低開発 地域振興事業	上直瀬々	455.00	256	〃25	〃
宮成組々	290.63	25	明治43	単 独	下直瀬々	360.00	79	〃25	〃
橋詰組々	101.42	49	昭和39	愛媛県低開発 地域振興事業	落合々	224.00	76	〃31	〃
西ノ川組々	109.54	25	〃33	単 独	露峰々	360.00	145	〃25	〃
若宮組々	65.62	21	〃15	〃	父野川々	224.00	56	〃30	〃
小計 10施設	870.38	211			二名々	462.00	190	〃32	〃
合計 52施設	3,616.95	2,171			入野館	139.00	176	〃42	地方改善施設整備事業
明神公民館	224.00	264	昭和32	単 独	農家高齢者 創作館(西明神)	241.00	3,011	〃52	創作活動施設設置事業
久万々	447.00	1,062	〃29	〃	町民館	1,500.00	3,011	〃48	コミュニティセンター 設置事業
野尻々	226.00	241	〃28	〃	老人いこいの家	368.00	2,400	〃49	広域市町村圏 振興整備事業
下畑野川々	280.00	232	〃23	(建て替え)	合計 15施設	5,708.00	3,011		

## (9) 都市計画

**経過** 昭和49年12月6日、久万町のうち、大字東明神、西明神、入野、久万町、上野尻、下野尻、及び、菅生（中の村・槇谷を除く。）の4,325haが、都市計画区域の指定を受けた。区域の名称は「久万都市計画区域」である。久万町が、指定を申請したねらいの一つに、公園、道路、下水道などの都市施設の整備を積極的に図っていくことがある。もう一つは、久万町振興計画に基づいて、町の開発を図り、田園都市的な形態と機能をもつ町づくりにつとめることである。

**都市計画とは** 都市計画の目的は「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与すること」である。この目的を果すために、大別して次の三つの計画が制度化されている。①土地利用一住居地域、商業地域など8種類の用途地域等を定める。②都市施設の整備一公園、道路、下水道等の整備を図る。③市街地開発事業一特別な法律によって市街地の開発を図る。

ここで特に留意すべきことは、都市計画の基本理念であるところの「農林漁業との健全な調和を図りながら健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保し、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」一都市計画法第二条一の条分を十分加味しなければならないということである。

### 久万都市計画の状況

**用途地域** 昭和50～51年度にかけて基礎調査を実施した。調査区域は、旧久万町のうち市街地を中心にした172haである。このうち、現在、都市的用途に使用されている土地の割合は45.5%であり、田、畑などの非都市的用途の土地が過半を占めている。このことから、久万町の都市形態は、田園的な性格を有していることが明らかとなった。なお、用途地域は現在未定である。

**都市公園の計画決定と整備** 都市計画に基づく都市公園の整備のため、昭和52年4月8日、笛ヶ滝公園、及び、久万公園（大字菅生東国）の二か所について愛媛県知事の区域決定を受け、第1次計画として久万公園の整備に着手した。同年秋、陸上自衛隊への委託事業として約4.0haの粗造成を完了した。昭和53～56年度の4ヶ年計画で、国庫補助、地方債を導入して運動施設を主体とする公園づくりを進めることにしている。計画事業費は、次の表の通りで、総額4億4千万円を予定している。この公園が完成した暁には、町民のスポーツ・リクリーション需要は大幅に満たされるほか、全郡的な行事はもちろんのこと、県都松山市の副次的な行事の開催も可能となる。また久万町の商工業の振興、新しい分野として開拓していかねばならない観光農林業の振興にとっても、大きなプラス要因となろう。なお、笛ヶ滝公園についても、順次整備を進める計画である。

次表は久万公園整備計画である。



## I しあわせの基礎づくり

施 行 事 項	事業内容	全体事業費		52年度		53年度		54年度		55年度		小計 52～55年度		56年度	
		補助	単独	補助	単独	補助	単独	補助	単独	補助	単独	補助	単独	補助	単独
	用地費	78,000	32,000			48,000	32,000	30,000				78,000	32,000		
	施設費	236,000	90,500		9,500			50,000	20,000	100,000	29,000	150,000	58,500	86,000	32,000
	測量及び試験費		1,000												1,000
	事務費		2,500		500								500		2,000
	合 計	314,000	126,000		10,000	48,000	32,000	80,000	20,000	100,000	29,000	228,000	91,000	86,000	35,000
	補助, 単独割合(%)	71.4	28.6	0	100.0	60.0	40.0	80.0	20.0	77.5	22.5	71.5	28.5	71.1	28.9
	対前年度伸率			—		1.00		1.25		1.61				1.51	
財 源 内 訳	国庫補助金	144,000		0		16,000		35,000		50,000		101,000		43,000	
	起 債	270,000		0		60,000		61,000		75,000		196,000		74,000	
	一 般 財 源	26,000		10,000		4,000		4,000		4,000		22,000		4,000	
	合 計	440,000		10,000		80,000		100,000		129,000		319,000		121,000	

**基本調査の実施** 「久万町の都市計画はいかにあるべきか」という問題について、松山商科大学へ調査を依頼した。昭和52年7月から、おおよそ一か年を費やして、定住基盤、土地利用と都市機能、農林業、農村工業、商店街の再編成、観光とレクリエーション開発、行財政のテーマなどについて、その現況と課題を調査した。

この調査は、久万都市計画の基本となり、指針となるものである。それだけに、今後、十分に理解を深めるためには、関係機関や地域住民との話し合いを積極的に進めていく必要がある。そして、将来の久万町を展望した町づくりの一助にしたいと考えている。

### 都市計画審議会

昭和51年3月30日、久万町の都市計画行政の円滑な運営を図るため、久万町都市計画審議会条例を制定した。審議会は、町長の諮問に応じて、久万町が行う都市計画に関する事項について調査審議するという機関である。審議会の委員は、学識経験のあるもの5人以内、町議会の議員5人以内となっており、町長が委嘱することになっている。その状況は次のとおりである。

第1期（任期昭和51年4月1日～53年3月31日）					
区分	氏 名	備 考	区分	氏 名	備考
学識経験のあるもの	篠崎 隆美	久万町商工会長	町議会の議員	上沖 健市	
	神野 寅雄	久万公民館長		篠浦 弘明	
	堀部 八郎	久万町農業委員		山之内正昭	
	土居 章衛	久万町消防団長		二宮 岸雄	
	大北 利朗	久万町商店連盟会長		上岡 義幸	

第2期（任期昭和53年4月1日～55年3月31日）					
区分	氏 名	備 考	区分	氏 名	備考
学識経験のあるもの	篠崎 隆美	久万町商工会長	町議会の議員	二宮 岸雄	
	神野 寅雄	久万公民館長		篠浦 弘明	
	上岡 義幸	久万町体育協会理事		正岡 豊	
	金子敬一郎	久万町農業委員		山之内正昭	
	大崎 武	久万町消防団副団長		佐伯 正俊	

### 都市計画に関する県下の状況

県下70市町村のうち、都市計画区域の指定を受けている市町村は、57%にあたる39市町村である。この中で大きな特徴となっていることが二つある。

その一つは、松山、東予、今治の三つの都市計画区域が、単独ではなく、他の市町村も含めて広域的に指定され、大規模な都市圏の整備を図っていこうとしていることである。もう一つは、宇和島市、御荘町などが、南予レクリエーション都市の指定を受け、一般の都市計画とは異なる都市づくりをめざしていることである。

久万町の場合、どのような都市づくりを目標とするかは、今後の最大の課題であるが、当町の有する自然環境など、もろもろの要因を考えた場合、農山村のたたずまいを有機的に活用し、調和した田園都市的な町づくりが基本的な目標となろう。それと同時に、郡都としての役割、松山市のサブセンターとしての新しい役割を、久万町が有していることも重視すべき事項であろう。

### (10) 国土利用計画

#### 経 過

昭和49年12月24日、国土利用計画法が誕生し施行された。この法律が生まれた背景には、わが国のめざましい経済の発展に伴って、国土の利用に著しい混乱が生じたことがある。その第1は、大都市への人口と産業の集中がもたらした住宅難、交通地獄、公害などのいわゆる大都市問題である。一方、人口が都市へ流出した農山漁村では過疎化現象が顕著となり、健全な地域社会の営みが難しくなるという社会問題を引き起こしている。

第2は、無秩序な住宅地造りが全国各地でなされ、国土の破壊が毎日に進んでいるということである。

第3は、土地の異常な値上りである。これは、住宅などの生活用地の入手を非常に困難にしているとともに、必要な公共用地の確保を難しいものになっている。

国土利用計画法は、土地利用対策の基本を定めて、このような事態を解消するために作られたものである。

#### 久万町の状況

国土利用計画法には、①土地利用計画を定めること。②土地の取り引きを規制すること。③遊休土地を公共福祉優先の立場から、積極的に活用するための手続きを定めたことなどが、その主な内容となって盛り込まれている。久万町の場合、現在まで進めてきた行政事務のほとんどが、②の土地の取引規制であった。(下記集計表のとおり)これと同時に、今後取り組まねばならない仕事は、①の土地利用計画である。国・県の策定を受けて市町村計画を樹立することになっている。

土地取引等集計表

久万町

年度	期間 (月~月)	土地取引		農地転用						法人の土地取得		建築		土地 売買等 届出書 件数	無届土 地取引 件数	備考
		件数	面積 (㎡)	許可		届出		計		件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)			
				件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)							
49	1~3	62	141,918.82	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
50	4~3	256	570,864.36	42	23,203.00	6	6,943.00	48	30,146.00	25	69,617.76	50	6,357.65	15	6	
51	4~3	348	910,107.27	24	13,113.69	17	66,137.00	41	23,250.69	71	100,229.08	54	7,347.36	22	6	
52	4~3	369	659,970.79	37	17,410.00	17	19,714.00	54	37,124.00	58	77,573.79	56	10,919.96	20	20	

(注) 1. 49年度の農地転用等の空欄は、調査不要のため掲載していない。

2. 久万町の場合、都市計画区域内（中の村、横谷を除く旧久万町）にあっては 5,000㎡以上、その他の区域（旧川瀬村、旧父二峰村、中の村、横谷）では10,000㎡以上の土地について、売買等の契約を締結しようとする時、当事者は町を経由して知事に届け出ることにしている。

(11) 広域観光開発研究調査（昭和51年）

上浮穴郡は、石鎚国立公園、皿ヶ峰、四国カルスト県立自然公園等、西日本におけるすぐれた山岳、高原、溪谷を有する観光、レクリエーション地域として、最近、特に注目を集めるようになった。この資源の保全と開発整備計画は、従来、それぞれの町村が独自の立場で立て、実施してきたものであるが、郡内相互の連携もなければルート設定も十分ではなかった。すばらしい資源を有し、それを開発しようとして努力したにもかかわらず、その効果は、かならずしも満足できるものではなかった。

そのため、郡内各地の主要観光、レクリエーション資源の特質と、開発整備の方向、及び、松山市を含めた周辺の宿泊滞留基地との結びつき、並びに、資源相互の連携の強化などについて検討する必要が生じてきた。そこで「上浮穴は一つ」という観点にたって、郡内5ヶ町村の観光、レクリエーションの振興を図るための方策を求めて、愛媛県、及び、日本観光協会、並びに、愛媛大学等の積極的な協力のもとに、昭和51年5月、郡内2町3村の共同事業として調査、診断を実施した。

調査にあたって設定した主要課題は、次のとおりである。

- (1) 郡内観光レクリエーション資源の相互連携に基づいた観光ルートの設定
- (2) 資源活用の構想
- (3) 重点開発整備地区の整備内容
- (4) 情報提供、宣伝の方策

さらに、地区別、資源別観光立地条件の分析と評価、将来の観光、レクリエーション需要予

測等に立って開発整備計画が策定されたわけである。

これによると、郡内は11の主要地区別開発ゾーンに分類され、それぞれの持つ地域資源の特性を活用した開発を進めるとともに、各ゾーン間を結ぶルートの整備が提示されている。また、郡内の観光、レクリエーション需要予測では、昭和60年には約400万人と、現在の約2.3倍の数字をあげている。

昭和50年代にはいり、日本経済はきびしい局面を迎えた。これに対応して、観光、レクリエーション需要も、その量、質ともに大きく変わりつつある。例えば、山岳高原志向型の増大と、小グループ、家族旅行形態の増加などがあげられる。

このようなときに、郡内5か町村が一致して、広域観光開発計画を立案した意義は大きい。今後、この開発計画で提示された事項を検討し、実現化に向かって協力し合い、新しい時代の観光、レクリエーション需要にこたえ得るような、安定した供給地形成を推進しなければならない。

なお、久万町においては、この調査診断結果をふまえて、久万町の観光、レクリエーション計画を策定し、年次別計画による実施を予定している。

## (12) 特産品開発研究調査

町の産業の中で、林業の位置づけは高く、林業地としては全国的にも著名であるが、現状は、大部分が素材生産にとどまり、加工段階への伸展はあまり見られない。このことは、単に林業だけでなく、農業においても同じことがいえよう。農林水産物の加工ということが、久万町の産業振興面での今後の大きな課題となっている。

農業組合法人、久万高原特産物加工組合は、昭和47年、自然休養村事業として設立されたもので、昭和50年、久万町大字下畑野川に工場を建設し、昭和51年4月から生産活動を始めた。主として、杉、ヒノキなどの除間伐材を活用して、郷土の特色を出した民芸品、木工品の製作と販売を行い、所得の向上と就労の場の増大を図ろうというわけである。

現在、組合員6名、従業員4名で、磨き丸太の椅子、焼き杉の花立、お盆などを製作しているが、まだ試作段階の域を出ていない。木工品の加工製造という経験のない分野への取り組みであるだけに、たくさんの困難な問題をかかえている。例えば何を作るべきかということを始めとして、技術、設備、販売、資金、あるいは、原材料の選択などの未解決の問題があるわけである。これらの問題点や困難を一つ一つ克服しなければ、久万高原特産物加工組合の発展は約束されないだろう。

伊予すだれは、久万町大字露峰に自生している「伊予竹」を活用して作ったものである。現在、高齢者の生きがいの場づくりとして、昭和51年に建築された、久万町大字西明神の久万町創作館で作られており、手づくり製品として極めて好評である。

このすだれは古来より有名で、1200年の昔、平安朝の大宮人の生活の中で使われていたという記録（宇津保物語、枕草子、源氏物語、今昔物語など）も多い。その他、古歌、俳句などにもうたわれている。昭和24年9月17日、県指定天然記念物となった。

## I しあわせの基礎づくり

久万町では、昭和52年、特産品の開発立地条件の評価、振興策の方向などについて、財団法人、過疎地域問題調査会による調査診断を受けた。調査スタッフは、東京工業大学社会学科教授阿部 統を総括とする、同大学教授鈴木忠義、工業デザイナー寺内定夫、ほか5名であった。6月9日～12日、事前調査、9月19日～24日、現地実態調査を行った。

特産品づくりに対する期待は大きい。単に産業の振興だけでなく、地域の特色ある工芸品づくりを通して、ふるさとの再発見や人びとの連帯感を育成することもできる。また、生きがいを求めることも可能である。

今後、消費動向の変化を見きわめながら、久万の地域特性を生かした観光、レクリエーション要素などとの組み合わせを検討し、研究を進めていかなければならない。

### (13) 分譲宅地開発（昭和44年～45年）

昭和40年代、激しい人口減少による過疎化の進行、さらに、国道の改修等によって、久万町をとりまく社会的、経済的諸環境は大きく変ってきた。分譲宅地開発計画は、このような町の変化に対応する過疎化の歯止め、及び、地域振興策として、久万高原の立地特性を生かした新しい開発計画であるということがいえよう。

昭和43年度、町内旭ヶ丘、及び、笛ヶ滝公園北側隣接地に、約51,000㎡の用地を購入、昭和44年に第1次、45年に第2次の土地造成工事を行った。総工費は約6,300万円、宅地区画数68、道路、排水路、水道管敷設等も完了し、ただちに分譲を開始したが、非常に好評であった。現在、団地内全区画の分譲は完了しているが、オイルショック後の社会、経済動向の変化によって、建築はあまり進んでいない。そこで、促進策を検討しているところである。

### (14) 町政懇談会

久万町では、きびしい社会情勢、つまり経済の変化と激動の中で、住民の必要と要求に対応するため、町内各地域の方々との対話、協調を深めてきた。そして、しごと、くらし、いこいが調和し、生きがいとうるおいのある魅力に満ちた高原の町、久万町をつくるために、いろいろな施策を講じてきた。

「すぐれた政治は、声なき大衆の声を聞く」ことにあるといわれる。町政懇談会は、日頃の町行政について、広く住民の意見や要望を聞き、それを町政に反映するために開かれているものである。また、よりよい町づくりへの提言を卒直に受け止め、それを明日からの町政に生かしていこうという目的を持っている。そうすることによって、住民ひとりひとりと町政がしっかりと結びつくものと確信している。その意味で、町政懇談会は、温かい心の触れ合いの場であり、町民の連帯意識を育てる場であるということができよう。また、町民の町政への参加を容易ならしめる絶好の機会でもあろう。そのような視点に立って、合併以来、毎年町政懇談会を行ってきたわけである。

町政懇談会で提起された諸問題については、いかに小さな問題であっても、かならず積極的に研究、検討し、議会とも十分協議して、行政の場に反映するように努めている。

各地域で出された問題点を、部門別、地区別にまとめてみると、次のとおりである。但し、

最近3か年のみである。

地区・年次 区 分	東明神		西明神		入 野		久万町		野 尻		菅 生		上畑野川		下畑野川		直 瀬		二 名		露 峰		父野川													
	50	51	52	50	51	52	50	51	52	50	51	52	50	51	52	50	51	52	50	51	52	50	51	52	50	51	52									
道路・河川関係	7	5	1	—	8	5	2	5	1	4	8	6	2	6	7	—	8	—	2	2	3	7	5	3	10	19	11	4	7	6	4	3	7	1	1	2
交通・通信関係				—			1	3		1	4	1	3			—	—								1	1		3	1	1	1			1		4
産業振興関係	3	1	5	—	1	1	7	2	1		3	3	3	2	2	—	—	5	6	1	4	2			3	3		3	2	1	3	7	3	3	2	
福祉・医療関係	1	1		—	3		2			3	4	3		3	3	—	1	—	2	1	1	4			3	3	1	3	3	3	2	2	6		1	1
生活環境関係		1	2	—	2	2	2	4	2	1	8	6		3	2	—	3	—	2	1	2	2	1	5	2	1	4	1	4	1	2	2		1	3	
教育・文化関係	2	1	3	—	3	1	4	1			4	2	1	2	—	—	—	1		3	2	1	9	5	10	4	5	3	2	3	2	4	5	2		
行 財 政 関 係	2			—			2	1	2	2	1	1	2	2	1	—	—	4	1	2					3	1			1	1	1	1				
そ の 他	1			—	1		1	1	1		5	2	3	1		—	2	—	1	2	2	1	2	1	1	3		2	1		1	1			1	

### (15) 暮らしのアンケート (昭和52年)

住民の行政参加は、地方自治の原点であるといわれている。望ましい行政の姿は、住民ひとりひとりの考えていることが、行政の中に生かされることである。そのためには、自分自身の手で町をよくしていくのだという意識を持たなければならない。すなわち、町政への責任ある参加と連帯感に支えられた自治意識が重要である。

久万町においては、対話と協調のある町づくりをめざして、定期的な町政懇談会の開催、広報の発行、あるいは、各種委員会、審議会等を設けての研究、検討、また、必要に応じて各種のアンケート調査などを実施している。そして、住民の求めているもの、必要とするものを的確に把握して、行政の場に反映するよう努力しているわけである。

昭和52年4月に実施した「暮らしのアンケート」もその一つである。この調査は、20歳以上の男女約7000人を対象とした悉皆調査で、久万町では初めての試みであった。内容は、現在の暮らしと将来の町づくりの方向について、71項目の設問により、日頃考えていることや意見を聞くというものであった。この調査によって、今後の総合的な町づくり計画の貴重な資料が得られたわけである。

調査用紙配付数7,255、回収数5,124、回収率は70.6%であった。現在、調査結果の内容分析を行っているところであるが、概要は、次のとおりである。

#### ① 暮らしに対する満足度

(単位%)

区 分	満足している	どちらかといえば満足している	どちらかといえば不満足である	不満足である	回 答 な し
生 活 の 安 全	8.7	29.9	26.1	11.1	24.2
保 健 と 福 祉	14.4	35.0	18.0	7.4	25.2
く ら し と 環 境	11.7	30.0	22.2	11.2	24.9
教 育 ・ 文 化 と 余 暇	11.9	39.4	15.0	4.4	29.3
人 と 人 の つ な が り	18.6	39.5	12.5	3.6	25.8
ま と め	13.3	36.4	19.1	7.6	23.6

Iしあわせの基礎づくり

② 生きがいについて

(単位%)

区 分	いちばん大切と思うもの						回答なし
	1 位		2 位		3 位		
自分として大切なこと	健康について考えること	30.7	老後のことを考えること	15.8	その日その日を平穩に過ごすこと	13.8	24.0
家として大切なこと	家族のふれあいについて考えること	23.4	子どもの将来を考えること	21.4	家族の健康問題を解決すること	17.3	25.4
社会(地域)として大切なこと	となり近所など助け合いの心で生活していくこと	33.5	社会秩序や礼儀を大切にすること	14.8	郷土や国を愛し、物や自然を大切にすること。	7.9	27.1

③ あなたや町が将来とるべき方向について

(単位%)

項 目	1 欄	回 答 欄				2 欄	回答なし
		1 の 方 が よ い	どちらかとい えば1の 方がよい	どちらかとい えば2の 方がよい	2 の 方 が よ い		
工場誘致と公害	公害が発生する工場は誘致しない方がよい。	36.8	15.5	13.2	7.5	少しくらいの公害であれば工場を誘致した方がよい。	27.0
開発と自然保護	自然を保護するために開発はしない方がよい。	15.7	16.6	25.0	17.3	地域発展のためには少々自然がこわされても開発した方がよい。	25.4
福祉と負担	負担金(税金)が高くなるのなら福祉をすすめてもよい。	12.0	16.2	25.4	18.3	負担金が少々高くなっても福祉はすすめるべきである。	28.1
郷土と都市	家族として出来れば、都会(松山、大阪など)で生活したい。	6.8	8.5	17.7	40.0	生活上の少々不便はあっても、郷土(久万町)で生活したい。	27.0
現在と跡継	自分は久万町で将来を過ごす、後継ぎは町外に出したい。	9.3	14.2	20.1	25.2	自分も久万で将来を過ごし、跡を息子(娘)につがせたい。	31.2
息子と娘	息子には跡を継がせ嫁をもらい、娘も同じ職業の人の嫁にやりたい。	8.0	13.7	23.4	20.2	息子には嫁をもらって跡継ぎをさせたいが、娘は他の職業に嫁がせたい。	34.7
親と子	老後は子どもがみてくれる方がよい。	21.2	13.5	15.1	22.6	老後も出来るだけ自分で生活し、子どもに世話をかけたくない。	27.6
町の将来	久万町は観光産業(観光開発、観光農業など)や別荘の町として将来の町づくりをすすめるべきだ。	14.6	11.8	18.2	29.0	久万町は農林業を主産業とし、商工振興を図りながら町をつくるべきだ。	26.4



## (16) 全日本学生キャンプ (昭和46年)

「キャンプ、ライジングサン」、つまり、昇りつつある太陽のように、希望と理想に燃えた次代の指導者を養成しようという教育目的のもとに、全日本学生キャンプが毎年実施されている。

このキャンプが、昭和47年7月25日から1週間、久万町大字下畑野川千本高原で、北は北海道、南は沖縄までの全国各都道府県の代表100名の参加のもとに行われた。

この全日本学生キャンプは、読売新聞社が主催し、文部省、厚生省、林野庁、防衛庁、愛媛県、久万町が後援するという大規模なものであった。

昭和26年当時、コロンビア大学教授として渡米中の湯川秀樹博士から、ときの文部大臣天野貞祐に「自分の子どもを国際キャンプに参加させたら、日本を世界の少年たちに理解してもらうのに非常に役立った。ことしの国際キャンプに、日本の高校生をぜひ参加させて欲しいと思うのだがどうか」といった意味の手紙が届いた。

この一通の手紙が動機となり、読売新聞社が、大阪の高校生代表を国際キャンプに派遣した。このような背景のもとで、国際キャンプ日本版ともいべき「全日本学生キャンプ」が生まれたのである。

長野県の戸隠高原、富士山麓、奥日光、山形県の蔵王高原などで、次々と全日本学生キャンプが行われたが、第21回は、久万町の千本高原が選ばれた。これは、四国では2番目（1回目は淡路島）のことであった。

参加学生は、各都道府県教育委員会から推せんされた高校生で、2名から5名であった。愛媛県からは、5名が参加したが、久万町からは、地元ということで5名の特別参加が認められた。上浮穴高等学校から、次の生徒が参加した。

松永慎一（明神） 小椋正春（直瀬） 前島博志（畑野川） 上岡郁夫（畑野川）  
坂本房雄（明神）

## (17) 全町公園化計画と町木・町花の選定 (昭和47年)

国道33号線の改修によって、久万町は、県都松山市の近郊地域としてその位置づけが明確になってきた。それだけに久万高原の美しい自然を求めて訪ずれる人が、年々増加している。

このすぐれた自然環境を積極的に保全し、魅力ある高原の町の発展とふるさとづくりをめざして、昭和46年から全町の公園化が進められている。道路沿線、学校、公民館、公共施設の広場、神社や仏閣の境内などを対象に、花木の植栽を行い、自然の保護と緑化推進に努めてきた。

さらに、この計画を充実させるために、四季おりおりに咲く美しい花や、緑豊かな樹木の中から、町のシンボルとしてふさわしい花木を選び、この花木を軸として、より美しい環境をつくり出していくことになった。そこで、町木・町花の選定を住民の投票によって行った。

応募総数2,383点の中から、次のものが町木・町花として決定された。

Iしあわせの基礎づくり

町 木 杉 ・ ツツジ ・ サルスベリ ・ モミジ ・ 南天  
町 花 ササユリ ・ 山 吹 ・ リンドウ

## 11. 特別功労者

昭和44年以来、町の開発、振興に特別の功績があった功労者及び団体を選賞して、その労に報いると共に一般にその業績を顕彰している。

現在までの種別個人及び団体の総数は次のとおり。

(合併10周年記念表彰者)	(特別功労者)
産業功労者 4名	産業功労者 8名
教育文化功労者 3名	教育文化功労者 3名
社会福祉功労者 4名	3団体
自治功労者 2名	社会福祉功労者 6名
	自治功労者 11名

年 度	種 別	産 業 功 労 者	教 育 文 化 功 労 者	社 会 福 祉 功 労 者	自 治 功 労 者
昭和43年	合併10周年記念	竹内 賀寿 新丸 正信 岡 讓 秋本 通行	光田 繁光 片山美佐子 矢野 計雄	大西 完信 露口 隆市 円山トシ子 佐伯 操	宇都宮佐一 脇田 時政
44	特別功労者	田中 執	野村 政良	篠浦キクエ	
45	〃	竹内新太郎		高岡 宇作	大野 信之
46	〃	秋本 勝清	小倉 貫		高岡 信栄 菅 万夫
47	〃		大野筆太郎	坂口 陸栄	横田 重市
48	〃	井口利太郎	川瀬歌舞伎		正岡 友市
49	〃	上岡 民好	財団法人互 助会代表者 井部 栄治	円山 公熙	八塚 義範
50	〃	土居 寛 相原佐加雄		黒川 要	尾形旧四郎
51	〃	段ノ上 明	財団法人偉 世寿育英会	土居 重喜	竹井 薫
52	〃				井部 栄治 中田 千鶴 日野 泰